

第3回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成29年11月22日(水)午後2時～午後5時
- 2 場 所 府中市役所北庁舎第1会議室
- 3 出席委員 12名(五十音順)
宇都宮聡委員、金子崇裕委員、河井文委員、佐伯義夫委員、
志水清隆委員、田中友章委員、田中英樹委員、田辺昭委員、
内藤治委員、長谷川紀子委員、松本幸次委員、
村越ひろみ委員
- 4 欠席委員 2名
柴崎金勝委員、森岡耕平委員
- 5 出席職員 事務局(学校施設課): 山田課長、藤原課長補佐、遠藤主査、
岸野事務職員
指導室: 田村統括指導主事
防災危機管理課: 矢部危機管理担当副参事、鈴木課長補佐、
山田技能主任、高森事務職員
- 6 傍聴者 4名
- 7 内 容 (1) 議題
ア 地域拠点としての学校施設について
イ 教育環境としての学校施設について
(2) その他
- 8 配布資料 資料13 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー
資料14 地域拠点としての学校施設について
資料15 教育環境としての学校施設について
資料16 小中学校の諸室の現状

会議録

事務局 こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第3回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。会長、よろしくお願いいたします。

会長 どうも皆様こんにちは。みなさん、お忙しいなかご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただ今から、第3回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を開催させていただきます。

なお、本日の会議の予定でございますけれども、議題の内容が多岐に渡っておりますので、概ね2時間半程度を目途に進めていければと思いますので、ご協力をいただければと思います。

では、はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出はいかがでしょうか。

事務局 本日の傍聴希望者は4名でございます。

会長 皆様にお諮りいたしますけれども、4名の傍聴の申出がありますが、許可することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、事務局は傍聴者を会議室の中にご案内していただけますでしょうか。

(傍聴者、入場)

それでは次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日は柴崎委員から、老人クラブ連合会の催しの開催のため欠席、森岡副会長から、校務対応のため欠席、とのご連絡をいただいております。本日は、12名の出席となりまして、出席委員数が過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しています。

会長 ありがとうございます。

それでは次第に入る前に、今回、初めて協議会にご出席となります、委員に、一言、自己紹介をいただければと思います。

(委員が自己紹介)

会長 よろしく願いいたします。

次に事務局の方から関連部局の方々が出席をされているということですので、防災危機管理課と指導室の皆様のご紹介をいただけますでしょうか。

事務局 本日は議題に関連する各担当課から、会議に同席をいただいておりますので、所属と名前のみご紹介させていただきます。

(市職員、自己紹介)

会長 ありがとうございます。

それでは次に、前回議事録の確定をさせていただきたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付をさせていただいていると思いますが、何か修正等の連絡が事務局の方にございましたか。

事務局 委員の方から、修正等のご連絡はありませんでした。そのため、本日は、事前送付した議事録から修正がありませんでしたので、電子メールで送らせていただいた委員のみに、机に議事録を置かせていただいております。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日、前回議事録を確定して、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開をするということにさせていただきたいと思います。それからお送りした議事録には皆様の発言がわかるようにお名前が入っておりますけれども、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれておりますので、公開時には削除するというにさせていただきたいと思います。あくまでも委員という形ででてくるということをご承知おきください。

続いて、お手元の次第に沿って議事を進めますが、まず、事務局から資料の確認をしていただけますでしょうか。

事務局 それでは、確認をさせていただきます。

本日は、会議次第のほか、後程ご審議いただく議題に関わる資料が4点となりまして、そのうち事前送付させていただいた資料が、資料13 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー、資料14 新たな学校づくり(地域拠点としての学校施設について)、資料15 新たな学校づくり(教育環境としての学校施設について)の3点でございます。

また、本日新たに追加で資料配布させていただいているものがございまして、資料16 A3サイズになりまして、小中学校の諸室の現状となります。

それと、会議とは直接関連いたしません、委員のみなさまには有志による学校施設見学会のご案内を配布しております。なお、資料13から15については郵送又は電子メールで送付しておりますので、本日は電子メールで送付させていただいた方のみに、紙媒体の資料を机に置かせていただいております。資料16と視察のご案内については全員の机の上に置かせていただいております。これらの資料につきまして不足等はございませんで

しょうか。

よろしければ本日の資料につきましては、以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。はじめに、議題1の「1 地域拠点としての学校施設について」ですけれども、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料13「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」をご覧ください。

この資料では、前回の資料に引き続きまして、第1回から第4回までの、審議のおおまかな流れを示しております。資料、上部左側、第1回協議会では大きなテーマとして、「学校施設の整備の背景」について、府中市の学校施設の現状を説明させていただきました。また、第2回では「前提条件の把握」のうち、老朽化対策の方針として、「建築年数が古い学校を中心に早期に着手する」、「建築年数が50年を超える建物が多くあり、改築が中心となる」こと、また、課題の抽出について、新たな学校づくりにおける、地域拠点としての学校施設について説明をさせていただきました。本日、第3回では、引き続き、「課題の抽出」をテーマにしたいと考えております。次第1では、「1 地域拠点としての学校施設の課題」について、前回、避難所や学校施設の地域開放・複合化、地域活動について、概要をご紹介いたしました。本日は、赤枠内の「指定避難場所・一次避難所としての学校施設について」、「地域開放について」、「複合化について」、ご議論いただきたいと思います。

また、次第2では、「3 教育環境としての学校施設の課題」として、「小中学校の諸室の現状」、「少人数・習熟度別指導」、「小中連携・一貫教育制度」、「特別支援教育」について、ご説明させていただきます。次回、第4回では「解決策の検討」として、今後の整備の方向性を検討していきたいと考えています。

それでは、資料14の「新たな学校づくり 2 地域拠点としての学校施設について」をご覧ください。資料14につきましては、1枚につき、2つの資料を掲載しておりますので、ページ番号は、それぞれの右下に附番しておりますページ番号により、進めさせていただきます。本日は、「地域拠点としての学校施設」について、として、「指定避難場所・一次避難所について」、として、「地域開放について」、として、「複合化について」の3点をご議論いただきたいと思います。

下段の2ページに移りまして、まず、はじめに、指定避難場所・一次避難所についてとなります。このページに記載した、フロー図は前回の第2回から、次回第4回までの避難所関係の検討の進め方を示したものです。第2回では、熊本地震での教訓など、避難所の概要を説明させていただきました。第3回となる今回は、現状と課題整理をテーマとし、学校施設の位置付けや、避難場所・避難所の整備状況について、吹き出しに記載したとおり、現状と課題の共有と、委員目線での課題について、ご意見を頂戴できればと思っています。次回、第4回では、これらを整理した、整備方針案を提示できればと考えてい

ます。

資料をめくっていただいて、3ページをお開き願います。

ここでは、災害時の学校施設の位置付けを示しています。左側の図は、災害時における学校施設の位置付けを時間軸で示したものです。上段は地震の発生時となりますが、市民の方々は、避難勧告や避難指示が発令された場合など、資料中段の、避難場所に避難を行います。市立小中学校の校庭は、避難場所に指定されていますので、地域の方々が学校の校庭に集まってくることであります。その後、市民の方々は、自宅等の住居で、倒壊や火災などにより、安全が確保できない場合、一次避難所へ避難を行います。市立小中学校の施設は、一次避難所に指定されていますので、地域の方や市職員で構成される避難所運営の初動班が避難所となる体育館の建物の安全やライフラインの状況等を確認した後、避難所を開設します。また、一次避難所での生活が困難な要配慮者は二次避難所や福祉避難所へ移動することになります。

下段、4ページをお願いします。現状の学校の整備状況について、早期改築着手校となります八小の事例でご説明します。こちらは、八小で作成した避難所運営マニュアルになりまして、校地内の災害時の機能を図示したものです。申し訳ありません。1点資料に誤りがありまして、訂正をさせていただきます。図の中の四角い赤囲みの については、正しくは となりますので、口頭にて申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。それでは説明を続けさせていただきます。市民の方々は、東・西・南門の黄緑色の3カ所の門から入場し、避難場所となる校庭に避難を行います。避難所である体育館は、配置図の中の、四角い赤囲みの の位置にあり、建物の安全が確認された後、避難所となります。学校の中に配置されている、避難所に関連する設備や機能については、黄色で表示しています。八小の場合、 の位置に防災倉庫が設置されており、訂正させていただいた の位置に、マンホールトイレを設置することとしています。その他に、屋外の既設トイレや炊き出しを行う場所が記されています。配置図の右隣に、それぞれの施設や機能の現状を記載しています。現状 体育館の現状といたしましては、避難所となる体育館内に洋便器・障害者用トイレがない、テレビのアンテナが引き込まれていない、体育館の入口に、スペース・管理室等がない、体育館内で間仕切りがない、という現状がございます。 防災倉庫の現状として、体育館と離れて設置されているという現状がございます。 マンホールトイレについては、同じく体育館と離れているという現状があります。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いします。こちらは、災害時の電気の供給についてです。八小の場合、電力会社電柱から、八小に電気を引き込み、キュービクルを通じて変電した後、校舎や体育館へ送電しています。赤枠で記載した通り、電力会社の電力供給が停止した場合、校舎・体育館を含む、全ての電力が停止します。過去の被災地では、停電の復旧には、概ね1週間程度かかっています。青枠に記載のとおり、電力の供給が停止した場合などの復旧作業の間は、小型発電機にて対応する計画となっており、八小はガス発電機及びガソリン発電機1台が備蓄されています。

ページ下段の6ページに移りまして、こちらは災害時の飲料水等の供給についてです。こちらの配置図は、八小の水道の配管図となりまして、八小の飲料水については、直結給水となっており、水道本管から直接、蛇口に供給されています。トイレ用水は、配置図内

の水色に着色した部分が校舎になっていますが、こちらに記載されています、高架水槽の地下に受水槽を保有しておりまして、そこからポンプで高架水槽へくみ上げ、トイレへ排水しています。赤囲みに記載のとおり、水道本管の供給が停止し、かつ、電気の供給が停止している場合には、飲料水が供給できなくなり、トイレ用水については、高架水槽に貯水されている水量のみを使用することができる状態となります。下の青囲みに記載のとおり、水道本管からの給水が復旧するまでの間、飲料水については、児童・生徒については備蓄したペットボトル、また、避難者については給水車また受水槽に設置してある水等を利用して飲料水を確保する計画となっています。また、トイレ用水などについては、プールに貯めた水などを活用し、対応する計画となっています。

1枚めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

こちらのページは、避難者が使用できるトイレについて、主な設置場所、種別、便器の形式・個数、処理方法を示している表となっています。こちら資料の中に、誤りがございまして、体育館トイレの小・中学校の形式・個数の欄に、米印で男女で同空間と記載しておりますが、こちらは男女で同空間ではありませんでしたので、削除いただきますよう、訂正をお願いします。

説明を続けさせていただきます。避難所で使用できるトイレといたしましては、主な設置場所で分類しますと、避難所内と避難所の外の2つに大別できます。避難所内のトイレとして、体育館にトイレが設置してあります。その形式と個数については、表に記載のとおりで、小中学校ともに、汚物については、下水処理をしております。避難所の外のトイレでは、種別といたしまして、3種類あります。1つ目は、校庭用に設置してあります、屋外常設トイレで、形式と個数については、記載のとおりで、小中学校ともに、下水処理をとっています。次に、ポータブルトイレとマンホールトイレにつきましては、災害時に先ほどの体育館のトイレや屋外常設トイレの使用状況・避難者数の状況に応じて、使用できるよう、防災倉庫に備蓄をしているものとなります。はじめに、ポータブルトイレでございますが、形式と個数については、記載のとおりとなります。ポータブルトイレは、便座とカセットタンクが一体となっており、そのタンクに汚物を貯留します。タンクに貯留後、くみ取り業者に引き取りをお願いします。次に、マンホールトイレでございますが、形式と個数については記載のとおりとなりまして、小中学校ともに、車いす対応の便器を備蓄しています。汚物の処理方法は、小学校と中学校で異なり、小学校の場合、貯留袋に貯留後、くみ取り業者に引き取りをお願いします。中学校の場合、校庭の下に大型の便槽を埋設しており、便槽に貯留後、くみ取り業者にくみ取り処理をお願いします。なお、平時から常設し、使用しております体育館トイレと屋外常設トイレでは、和便器の設置が多い状況となっています。

下段に移りまして、8ページでございます。ここまで、八小の避難所の配置図、電気・水道・トイレの状況を説明してまいりましたが、ここまでの内容を踏まえ、避難所の現状と問題、問題に対する課題、対応方針を整理いたしました。左の列の1番、非常用電源はガス発電機1台しか備蓄がないという現状に対し、初動期に最低限必要な電力が確保されていないという問題があります。このことに対する課題としては、照明・通信など初動に必要な電力の確保が求められています。体育館のトイレに洋便器・障害者用トイレが

ない現状に対し、高齢者や障害者が体育館のトイレを使えないという問題があります。そのため、誰もが使用できるトイレにすることが課題となっています。外のトイレが避難所から離れているという現状に対し、特に夜間では、避難所からのトイレへの移動が大変であるという問題があります。小学校はマンホールトイレ用の大型便槽がないという現状に対し、短期間しか汚物を貯留することができないという問題があります。数日間、汚物を貯留できるようにすることが課題となっています。体育館にテレビアンテナが引き込まれていないという現状に対し、避難者は情報が得にくく、不安が高まってしまうという問題があり、避難者に情報を届けることが必要となってきます。これらの現状・問題・課題に対し、対応方針としては、避難所運営として必要最低限のライフライン設備を備えていく必要があると考えています。次に、2番 体育館入口に、スペース・管理室等がないという現状から、避難所の運営やセキュリティチェックを行いにくいという問題があります。避難所・避難者の管理を行うスペースを確保することが課題となっています。防災倉庫が体育館と離れて設置されている現状に対し、備蓄品を運ぶために時間と労力がかかるという問題があります。避難所の利用を想定した配置を考えることが課題となっています。これらに対する対応方針として、災害時の避難所の運営を想定した配置計画とする必要があります。次に、3番 避難所として利用できるのは原則として、体育館となっている現状に対し、感染症患者を隔離できない、乳幼児を持つ女性や高齢者などに配慮できないという問題があります。そのため、体育館以外にも専用スペースを拡張することが課題となっています。このことから、対応方針といたしましては、セキュリティを考慮し、一次避難所の解放範囲を検討する必要があります。次に、その下4番 校庭や施設には階段や段差がある、また、体育館が2階以上や地下にある学校があるという現状に対し、高齢者や足の不自由な方は避難所が利用できないという問題があります。そのため、要配慮者に配慮した施設整備や工夫が求められている。また、体育館以外にも専用スペースの拡張が必要という課題があり、この対応方針として、バリアフリー化を図るとともに、一次避難所の開放範囲を検討する必要があると考えています。

1枚めくっていただきまして、9ページをお開き願います。ここからは、次のテーマとなります。学校施設の「地域開放」と「複合化」の検討の進め方について、説明いたします。第2回協議会では、短期的には児童・生徒が増加傾向にあることから、短期的な取組として、学校施設の地域開放については拡充すること、複合化については児童・生徒が利用者となる公共施設との複合化を方向性として示しました。また、児童・生徒数が減少に転じる中長期的な取組としては、余裕スペースを活用し、他の公共施設との複合化という方向性を示しました。今回、真ん中の第3回協議会では、地域開放と複合化について、定義を整理したうえで、地域開放については、「現状・課題の整理とニーズの把握」を、複合化については、「複合化の事例紹介と今後の課題」について、整理を行っていきたいと考えています。

それでは、下段10ページに移りまして、地域開放と複合化の違いについて、整理をさせていただきます。まず、はじめに地域開放についてです。

地域開放とは、学校教育上、支障のない範囲で学校施設の機能をそのままに地域に開放することを言います。中段、左側にイメージ図を掲載しましたが、校舎・体育館・校庭・

プールなどの学校施設を、児童・生徒と地域の方々が利用することとなります。右側の図は、学校の利用者を時間帯で表したものです。オレンジ色に塗られている平日の日中の時間帯は、児童・生徒の授業や部活動などの学校活動で使うこととなりますので、児童・生徒が学校の使用者となります。地域開放できるのは、紺色に塗った平日の放課後、もしくは、土日などの学校が休みの日ということになります。地域開放は、児童・生徒がいない時間帯に、地域の方々に使ってもらうこととなります。次に、その下、複合化については、学校敷地内に、学校以外の別の施設・機能を設置することを言います。児童・生徒が通っている日中も利用することが可能となります。こちらも下にイメージ図を示しておりますが、現在の学校の敷地の中に、黄色く囲んだように、図書館や文化センター、保育所などの公共施設などを設置し、児童・生徒は学校を、地域利用者は他の公共施設をそれぞれ、同じ時間帯に使用します。この時、児童・生徒の安全面を確保するため、学校施設と他の公共施設の間にセキュリティ区画を設けるなど、セキュリティに配慮することが必要です。このように、地域開放と複合化は、児童・生徒と地域の方々が学校敷地に出入りすることは共通していますが、地域開放では学校施設を時間帯によって利用者を使い分け、複合化については、時間帯に限らず、学校敷地にある学校施設と他の施設を、それぞれが使うこととなります。

それでは、1ページめくりまして、11ページをお開き願います。はじめに、府中市の地域開放の現状についてです。まず、地域開放できる学校施設を、校庭、体育館、武道場、校舎の4つに大別させていただき、それぞれの現在の地域開放の状況をご説明します。原則として、地域開放できる時間帯の考え方としては、小学校は授業のない時間帯での開放、中学校は授業と部活動のない時間帯で開放をしています。はじめに、ページ中ほどの囲み、校庭でございますが、基本的には、ほとんどの小中学校で照明がありませんので、校庭の使用できる時間帯は8時～17時の日中となります。オレンジ色の囲みのとおり、平日は小学校・中学校ともに授業で使用していますので、地域開放を行っていません。次に、休日については、小学校では、終日、地域開放を行っています。中学校については、部活動で使用していることから、地域開放を行っていません。真ん中の円グラフは、現在、地域開放を行っている、小学校の休日について、ある1週間の使用状況を示しておりますが、100%の使用状況となっております。このことから、校庭については、地域に活用されていると考えております。また、夜間照明を設置している日新小、一中、二中、七中の4校については、夜間の時間帯も活用することができます。次に、左下の囲み、体育館でございますが、体育館は、照明が設置してありますので、8時から21時まで使用することが出来ます。オレンジ色の囲みのとおり、平日に地域開放している時間帯は、小学校では17時から21時、中学校では部活動で使わない19時から21時となります。次に休日については、青囲みのとおり、小学校では終日、中学校では部活動で使わない19時から21時としております。ある1週間の使用状況を見ますと、小学校は、左の円グラフのとおり、88%。中学校は、右側の円グラフのとおり、100%の使用状況となっていることから、体育館については、地域に活用されていると考えています。次に、右下の囲み、武道場でございますが、武道場は、中学校のみに設置している施設となりまして、照明がありますので、8時から21時まで使用出来ます。オレンジ色・青

色の囲みのおり、平日・休日ともに地域開放している時間帯は、部活動で使用しない19時から21時となります。ある1週間の使用状況を見ますと、円グラフのおり、61%の使用状況となっており、武道場についても、校庭や体育館より、使用率は低いものの地域に活用されていると考えています。次に、上段、教室などの校舎でございますが、赤囲みで記載のおり、一部の学校で、楽焼小屋や音楽室、家庭科室などで開放している実績はありますが、ほとんど地域に活用されていない状況です。

校舎の地域開放の事例について、資料下段、12ページに記載しております。上段青囲み、一小では、校庭に楽焼小屋を別棟として設置しており、地域の方が使用している事例がございます。一小の開放状況を示した配置図を、資料の中段左側に参考に示しておりますが、利用者はオレンジ色の校門を入りまして、校舎に入ることなく、楽焼小屋を利用することが出来るようになっております。次に、浅間中では、校舎1階にある音楽室を地域の方が使用している事例があります。こちらの状況は、資料中段右側に記載しておりますが、左側の校門から、学校に入った後、セコムで施錠管理した校舎入り口を通り、校舎内の音楽室を利用することが出来ます。利用者が校舎内で立ち入れる範囲は、校舎入口から音楽室までの廊下となっており、廊下にシャッターを設置することで、セキュリティ区画を設けています。セキュリティ区画内にある音楽室以外の教室には、施錠により、入室できないよう対策を行っております。校舎等を地域開放している学校の施設の形態を、下の2つの青囲みで記載しています。一つは、左側の青囲みのおり、地域開放できる建物のみを別棟とする、一小のような方法。右側の青囲みのおり、校舎内にセキュリティ区画を設け、その中の教室を開放する、浅間中のような方法となります。

資料を1枚めくっていただきまして、13ページをお願いします。ここでは、地域開放の現状と課題、対応方針を整理させていただきます。校庭については、現状といたしまして、中学校は授業・部活動により、開放を行っていませんが、開放を行っている小学校では、活用されている。一部の夜間照明設置校は夜間も活用されている。このことから、現在課題は特にありませんので、対応方針としては、引き続き、施設が広く活用されるよう、施設整備に努めることといたします。体育館については、小中学校で授業・部活動のない時間帯で活用されており、現在、課題は特にありませんので、対応方針としては、先ほどと同じく、引き続き、施設が広く活用されるよう、施設整備に努めることといたします。武道場については、中学校のみが対象となりますが、授業・部活動のない時間帯で活用されており、現在、課題は特にありません。こちらも対応方針としては、引き続き、施設が広く活用されるよう、施設整備に努めることといたします。校舎(教室など)については、現状といたしまして、楽焼小屋が校舎と別棟のため、活用されている学校があります。音楽室が校舎内にシャッターが設置されているため活用されている学校がある。この課題といたしましては、これらの施設の形態により、一部の学校でセキュリティが確保されているが、その他の学校では確保されていないということです。家庭科室が教職員のいる時間のみ活用されている事例がありますが、課題としては、教職員の負担が増えているということがあります。このことから、対応方針としては、セキュリティ区画を考慮した施設整備に努めることとし、校舎の地域開放の可能性を広げていきたいと考えています。

次に、資料下段、14ページ、他市の事例も踏まえた地域開放のニーズについてでございます。資料に記載の表は、地域開放の可能性のある学校施設の例として、開放に活用できる分野とそれに対応する学校施設の諸室を記載しています。スポーツに活用できる諸室として、校庭、体育館、武道場、プール、テニスコートがあります。学習・教育分野に活用できる諸室として、理科室、視聴覚室、コンピュータ室があります。趣味に活用できる諸室として、音楽室、家庭科室、図工室、美術室、技術室、和太鼓室、陶芸室、楽焼小屋、和室があります。集会に活用できる諸室として、会議室、ランチルーム、オープンスペース、多目的室、児童会・生徒会室、PTA室があります。表の下には、他市の開放事例の写真を参考に示しています。調布市立調和小学校では、屋内温水プールを、千代田区昌平小学校では、多目的ホールを、京都市立京都御池中学校では、和室を地域に開放している事例がございます。

資料を1枚めくっていただきまして、15ページをお願いします。ここからは、複合化に関する資料となりまして、複合化の事例と府中市の検討課題について、ご説明いたします。ページ上段の表は、複合化施設の利用者と、複合化施設として検討される施設例を示しております。複合化施設の利用者は、「学校に通っている児童・生徒が利用者となるもの」、「施設の利用者を限定できる特定利用者」、「不特定多数の方が利用できる不特定利用者」の3つに大別されます。はじめに、児童・生徒が利用者となる施設として、学童クラブ、放課後子ども教室があります。次に、特定利用者となる施設として、公共施設では保育所、幼稚園、特別養護老人ホーム、公共施設以外では消防団小屋などがあります。次に、

不特定利用者となる施設として、公共施設では、住民票交付などの窓口施設、講堂や会議室、調理室、学習室、図書館、プールなどがあります。また、飲食店や物販などの民間施設なども挙げられます。表の下に、12月22日に有志によって視察を行います、立川第一小学校の事例をご紹介します。立川第一小学校では、上の表内に下線を引いた、学童クラブ、調理室、学習室、図書館などを併設し、複合化を行っています。

ページ下段に移りまして、府中市の複合化に対する検討課題を説明させていただきます。

「複合化する施設の規模」と「利用者」があります。施設規模につきましては、前回協議会までで委員の中での共通理解となっておりますが、「府中市は全国と比較し、大きく児童・生徒数の減少が見込めないこと」、また、「府中市の学校敷地・校舎は比較的小さく、1学校あたりの児童・生徒数が他市より多いこと」などから、限られた現在の学校の敷地の中で、学校以外の施設をどこまで受け入れられるのかが、課題と考えています。利用者につきましては、先ほど、利用者を3つに大別させていただきましたが、複合化した場合に、子どもたちの安全をどのように確保するのか。施設の利用者によって確保するのか、施設の形態によって確保するのが課題となるものと考えています。資料の説明については、以上でございます。

会長 ありがとうございます。この議題改めて盛りだくさんだと思いますけれども、本日の最初の次第の部分ですが、指定避難場所・一次避難所としての学校施設について、それから2番目に地域開放について、3番目に複合化について、連続してご説明をいただきましたので、結構な分量がありますが、それぞれ仕切って話をしても良いのです

が、それぞれ少しずつ関連している部分がございますので、特にそういうような進行ではなく、どこから話していただいても結構ではございますが、ただいま事務局から説明がありました「1 地域拠点としての学校施設について」ということについて、ご質問やご意見があれば頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 資料14の3ページ、4ページの災害時の学校施設の位置付けのページで、これは晴れている状態で、このグラウンドの中心部に集まってくださいというようなお話だったのですが、災害時は晴れている状態とは限らないですし、3.11の時も確か天気は良かったとは思いますが、天候や時間も含めて、状況というのはまったく予測がつかない。晴れている状態であれば、グラウンドは芝生、あるいは通常の砂土、色々と条件があると思いますけど、そこに住民が集まって待機するという想定の場合、最初の説明では、あくまでも天候が良ければその状態で集まれると思いますけれども、雨天の場合はどういう状況が想定できるかということを防災の観点からご説明いただきたい。

会長 ただいまの質問で発災時の天候や時刻等による状況の違いに対してどのように考えているのかという質問なのですが、事務局の方でお答えいただけますでしょうか。

防災危機管理課 今のご質問ですけれども、基本的には水害・風水害の時は別なのですが、大規模震災等を考えた時につきましては、基本的には、晴れても雨でも同じです。一番初めの3ページの上の図のところにあるように、校庭に避難という形になっていますけれども、建物の安全性が確認されるまでは入れないということになりますので、基本的な考え方では雨でも、どんな天気でも、ここに書いてある行動というのが基本の考えとなります。

会長 ただいまの回答でよろしいでしょうか。関連して私からもう1点お聞きしたいのですが、3ページの表であると発災直後のところ、地震発生と書いてありますが、地震はありますが、今の答えにあったように風水害の場合も当然想定されるわけですよね。ですから、この場合の発災というのは、これは例えば地震の場合で書かれているけれども、風水害・水害もいろいろなタイプのもの、内水氾濫とかあると思いますが、色々なタイプのものが想定されて概ねここにあるようなフローだという理解でよろしいでしょうか。それとも、かなり地震時と風水害の場合で異なるタイプのものがあって、ここではあくまでも地震時のものを代表的なものとして示していただいているという理解でよろしいでしょうか。

防災危機管理課 先ほど、前置きで風水害の時は違いますが、と言ったんですけれども、今会長が仰ったとおり、風水害の場合は、基本的には、事前に避難が必要かどうかというのが分かります。また、事前の段階で避難勧告を出す時期がいつか、というのが分かっておりますので、これはあくまでも地震の想定の場合で、風水害の場合は基本的には避難施設がある屋内の方に初めから入れる、避難所を開けた状態になっているというふうに考え

ていただければと思います。

会長 繰り返しですが、風水害の場合には、避難準備情報なり避難勧告なりが出される過程で、当然ながら建物の安全も平行して確保され、そこにこれでいうと一次避難所に避難する時のようなパターンで避難されるという理解でよろしいでしょうか。

防災危機管理課 今仰ったとおりの形で、風水害の場合には基本的に一次避難所という形で体育館等にお入りいただくこととなります。府中にはたまたま、とてつもない豪雨が降っていないんですけれども、本当に想定外の百何十ミリの雨が2時間も続けて降ったとかいうことになると、いきなり避難勧告・避難準備情報などを出す前に、いきなり避難勧告ということもありますので一旦校庭で待っていただくというような場合がでてくる可能性もゼロではないと思っています。また、府中市内はご存知のように地勢から、我々はハケと呼んでいるんですけれども、一番下の河岸段丘より下の多摩川があるところについては、基本的に風水害の場合は避難所としては使わない、という想定になっております。

会長 会長があまり発言して恐縮なのですが、これもとても大切なことなので確認をさせていただきたいのですが、となると、この一次避難所として使われるのはハケ下に関しては地震時のみで、風水害の場合は一次避難所の指定自体、ハケ上の安全な所に指定され、そちらに誘導されるということになる、という理解でよろしいですか。

防災危機管理課 災害の種別は地震、洪水、土砂災害、それ以外にももちろん災害はあるんですけれども、府中市内で想定されるのはそこになりますので、それごとに小中学校を避難所として使わせていただくんですけれども、どこが使える、使えないというのを一応決めさせていただいているという現状でございます。

会長 分かりました。今、とても大切なことでしたが、詳しくご説明いただきましたので、少し整理だけさせていただいて質問をお受けしたいと思います。出来れば、災害時の学校施設の位置づけ、という資料で、次回以降の協議会の時結構ですので、今のような種別が分かるようなものを補足していただくと良いのかなと思います。それはなぜかという、おそらく災害の種類と地勢的なものによる位置づけによって小中学校の立地が異なると、少し学校施設の位置づけの類型が異なる場合があるのではないかという意味です。そのことをお考えいただければということをお申しあげて、質問をお受けしたいと思います。

委員 2点あるんですけれども、まず1点目が4ページ目の現状の整備状況、8小の事例の中で、一次避難所として校庭を使うというのは理解できました。ただ、夜間の場合、原則は施錠されているのでしょうか。その辺の説明がなかったのですけれども、その場合には人が集まった時に、学校の中に入れないということになってしまうのでしょうか。その辺の説明をもう1回教えていただければと思います。2点目は、5ページ目の災害時の電気供給について書いてありますけれども、特に地震の場合、確実に、大規模災害の場合

には、当然電気はこなくなるのは目に見えていると思いますけれども、その際に、小型発電機として、ガスとガソリン発電機があると書いてありますけれども、それらについて、どういうものかももう少し補足がほしいのと、どれくらいの容量があるのかということ、また、有資格者でないと操作できないのかという点について、ご説明お願いいたします。

会長 はい。今、鍵のことで発電機の対応についてご質問ありましたが、お答えいただけますか。

防災危機管理課 はじめに、入り口の件なのですけれども、敷地への入り口は4ページに書いてありますが、緑で先ほどの説明にもありました、学校内に入る門については、常時開放門ということで、施錠されない門となっておりますので、敷地内には発災した場合、どなたでも入っていただけるという形になっております。さらにその先の施設への立入りにつきましては、学校に教員の方々がない時間でも入っていただけるようにキーボックスというのを設置しております、こちらで避難の際に必要なところに入っていただけるようなキーを用意させていただいております。災害時に、初動班等がつかましたら、校庭に入る門自体は開いているところがありますので、そこから入って施設の鍵を確認した上で施設の方を開放していくという形になっております。2番目の発電装置なんですけれども、現在、府中市で避難所に用意している発電機能というのは、夜間、最低限の明かりをとるだけの能力しか置いていないというのが現状です。こちらの方は今、事務局からの説明にもありましたように、カセットガスというので、重さがそこそこありますけれども耐久性もついていて、家庭でお鍋とかでカセットコンロを使ったことがある方であれば同程度の使い方、スターターをまわしていただければ使える形になりますので、ほほどなたでも、説明書を見て初めての方でも使うことは可能かと思っております。また、ガソリン発電機につきましてはガス発電機より起動に多少力が必要で、ガス発電機より若干分かりづらい燃料システムのスイッチとかコックがありますので、少し習熟していないと使いづらい、また、力があまりない方ですと実際始動は難しい場合もある、といったものを置かせていただいております。なお、資格については不要でございます。

会長 であれば、防災訓練等で地域の方が少し熟練していただければ問題はない程度のものであるということですね。まあ、熟練までいなくても、熟練しているとなお良いということですね。委員、よろしいでしょうか。

委員 今、防災倉庫の中に入っているの、それを体育館まで移動する、ということですね。

会長 その移動の必要があるの、配置上の課題があるというのは先ほどの説明でもありましたね。

委員 すみません。今、委員からご質問があった中で、私が聞き逃したかもしれません

けれども、キーボックスなるものを開けるための、暗証番号なりが事前に分からない時ボックスがあるのが分かって開けて運用できない。これは、セキュリティの問題もあるでしょうけれども、差し支えなければ教えていただきたい。

会長 はい。キーボックスの開錠についてどのような運用上の対応を設定されているのかを、差し支えない範囲でお答えいただければということなのですが、いかがでしょうか。

防災危機管理課 キーボックスのところにもやはり鍵がついてまして、その鍵の番号があるのですけれども、我々防災危機管理課はもちろん把握しているところと、まずは発災があった場合には初動班職員が駆けつけて鍵を開けるという形になっていますので、その初動班の職員が知っている番号で開けるということになっています。

委員 初動の時に、防災危機管理課の職員の方がいらっしゃってというような想定ですが、いらっしゃれるか、というのが災害時は、保障できないという、そういう状況だと思うんです。その場合には、例えば、地域の方で、管理ができる然るべき方に情報が与えられるのかどうか、いかがでしょうか。

会長 今、ご質問があった、もちろん一義的には行政の職員の方が初動対応していただくということですが、それを副次的に地域との連携でやるようなお考え、あるいは運用の予定、あるいは運用の実態があるのかについて、何かお答えいただけることがあればお願いしたいのですが。

防災危機管理課 ただいまのご質問でございますけれども、これは学校によって少し違うのですが、一部の学校では地域の方と地域防災会議というものを設置しまして、学校、市、住民とで避難所をどう開錠していこうか、というようなことを協議するような場を設けておりまして、鍵の管理等をきちっとやっていただける方を任命させていただいて開錠するというような仕組みをとっている学校もいくつかございます。また、市の方では、府中市の総合防災訓練という市が主催する訓練がございまして、これを毎年3校ずつ実施するなかで、サブ会場で2校、避難所開設運営訓練というのを実施しております。これは初動班職員、こちらの職員は防災危機管理課の職員ではございませんので、防災に精通しているわけではございません。ですので、そういった職員と地域の方を集めまして、協力いただける方で避難所の開設手順を手順書にまとめたものを作成して、それに基づいて学校を、避難所を開錠していこうというような取組の訓練を実施しております。

会長 ありがとうございます。そうすると、今の田辺委員のご質問については、地域との関係性の熟度により対応が異なるが、すなわち熟度が高まれば地域に委ねる対応をとっている事例もあるということでもよろしいですね。それで、さらにそういうようなところもそうでしょうが、そういう関係性のある中で、お互いに準備をするプロセスとして総合防災訓練における避難所開設の訓練、そういうこともされているということなのですが、よろ

しいでしょうか。

委員 決定的な回答にはなっていないと思います。

会長 何かご意見やご要望があれば承りたいと思います。

委員 要するに開けられないということですよ。

委員 学校それぞれ造りというか配置も違いますし、学校独自でルールを決めていかなければいけないんですけれども、私の地域の学校では、災害が起きた時に市の職員が来られない、夜間ですと学校の先生たちもいないということも想定されるので、ではどうしようかということで、近隣の自治会長さんをお呼びして、キーボックスの暗証番号を教えて、その責任者を選任していただいて、その時に対応していただくというふうに取り決めをしております。そうしていかないと学校で色々なやり方があるでしょうし、各自学校でこの取り決めをしていかないと、対応が少しまちまちになってしまうのかな、というように思います。

会長 おそらく色々な状況が異なるので、1つに全部を揃えるのは難しいと思いますが、先ほどご説明があったように、熟度によってステップアップしていく手順イメージみたいなものというのは共有していただくと良いのかなということと、ここで話し合うこととして重要なことというのは、そういうような手順でのステップアップがなされることを前提に施設計画、特に小中学校の建替えをする時に、どういうことに配慮しておくべきなのかということ、皆さんに意見としていただけたら、ここでの情報共有や合意形成ができるとうよろしいのかと思うのですが、このテーマについて、何かご意見やご質問を、追加である委員の方いらっしゃいますか。

委員 よろしいでしょうか。資料の7ページのところで避難者が使用できるトイレというのを一覧で出していただいております。なんとも心もとない数字が並んでいるということで、特に車椅子利用者であるとか、高齢者であるとか、和式の便器は使いづらい、この限られた数の便座で用を足さなければいけないというところで混乱が生じるだろうな、というのが想像できます。地震の場合は、手順があるんですけども、今では水害の危険性が非常に高いというところで、避難勧告の前に避難準備情報の際に高齢者とか、障害者は、いち早く避難するようにということで確か災害の避難の勧告の仕方が変わりましたよね。そうすると、一般の方よりも早く、高齢者であるとか、妊産婦であるとか、障害のある方は、避難所に行くことが想定される中で、遠いところにあるポータブルトイレを誰が運ぶのか、という問題も出てきますし、そういったことも踏まえて、極力避難場所、想定される体育館の中に、高齢者や障害者に対応できるトイレを設置することが望ましいというふうに考えます。なおかつ、防災倉庫・備蓄倉庫はそこに隣接したところに設置されることが望ましい、ということも是非とも施設整備の計画の中に盛り込んでいただけたらなとい

うふうに思います。

会長 ご意見ということでよろしいですね。今のご意見を受けてコメントさせていただくと、弁明をするつもりはないのですが、小中学校ですので、一義的には小中学校の教育施設として計画をする、で、今ある体育館などは建設当時にそういう一義的な目的のものに建てられた、その時にやはり、このような数量のこのような種類で設けられたということになると思うんですね。ですから、今のご意見は大変大切であって、次回にその計画をする時に、現代的なニーズに合うように対応していこうということだと思います。あと、私よりおそらく詳しいかもしれないのでお聞きしたい部分もあるんですが、今、おそらくこの想定というのは、すべての方が、まず体育館に避難することなんですが、先ほどご説明にあったように、おそらく全員が体育館に避難することが適していないケースというのも出てくると思うんですね。求められる配慮の質によってということもありますし、体育館は暖房入ってますけれども冷房入っていないですよ。これらも過去の災害で大変な思いをして避難をなされたという例もありますので、その辺もどうということかというのもありますので、これらについて何か追加のご意見やコメント等があればいただきたいと思います。

委員 やはり理想をいえば、体育館以外、限られた、あの広いスペースではなく、一定の限られたスペースで過ごせることが求められるような人もいますので、そういうことも含め、体育館以外に避難生活に対応できるスペースを、学校施設の中に1つ2つ確保していただくのが必要かなというふうに思います。入口近くの特別教室1つとか、例えば中学校であれば武道場の一角であるとか、というような形で、知的障害のある方であるとか、精神障害のある方とかは大きな集団の中では非常に困難を抱えてしまって、避難所に行けない人がいると聞いていますし、そういう方達が車の中で車中泊しながらずっと過ごすということも聞いていますので、そういった配慮が必要な方向への、一定の留まれるような場所を、避難場所の中に確保していくことが必要だと思います。福祉避難所がすぐに開設できればいいんですけども、防災危機管理課の方の話を伺うと、福祉避難所を開設するのは、発災後、必要に応じて3日ないし1週間程度経った後に福祉避難所が設置されるというふうに説明を聞いているんですね。その1週間の間過ごすだけのスペースをどこかに確保できるようなことが盛り込まれると非常にありがたいなと思います。

会長 今の意見は意見として承っておきます。おそらく、これは災害の質や、重篤度により異なる。完全に全部避難対応となってしまう時と、学校は学校で運営されて一部避難をする、色々なケースがありますので、そういうようなこともケーススタディをしながら、今ご意見があったような配慮に対応できるような空間配置・空間の提供ができるのかどうかということは引き続き検討していくということによろしいでしょうか。

委員 この協議会で協議することなのか、別の防災危機管理課で協議すべきなのか、その辺のニュアンスが分からないので質問させていただくのですが、一つの例でいき

ますと、8ページの現状と課題のところ実際に災害が起こった時に問題になるトイレの問題、その中で汚物を貯留することが出来ないでそういうものを作らないといけないというのが課題として掲げられているんですけども、それについてもこの協議会での協議事項として協議していくものなのか、それとも災害関連の別の協議の中でやっていくものなのか、その辺のニュアンスが今ひとつ、範囲が広すぎて分かりにくいのですが。

会長 おそらく、対応をこういうふうにしますという、おおもとの政策上の判断はここでの所掌ではないと思います。ただ、学校敷地内での対応の方針というふうになると、おそらく本協議会で話し合える、あるいはそこで話し合っただけの方針が、次の整備に反映できる可能性が出てくると思うんですね。ただ、ここで府中市の災害時のおおもとの方針を変更するということは多分出来ないと理解しておりますけれども、事務局その理解でよろしいでしょうか。

事務局 今質問ありまして、委員は市役所の色々な審議会に出られているので、役所の縦割りの状況がある程度理解されていらっしゃると思います。実は私の方も非常に苦慮しまして、中学校の貯留槽型のマンホールトイレは当時、私が聞いているところだと、防災危機管理課主導で設置したと伺っています。しかしながら、今回改めて学校施設課が立ち上がりまして、その協議会が出来上がりましたので、今会長仰ったように、学校施設でないものも私たちがイニシアチブをとって、横串を入れながら良い学校施設を作りたいと思っておりますのでこの協議会でしっかりと議論していただければと思っております。

会長 はい、その他ありますでしょうか。

委員 はい。一次避難所として学校施設を開放する期間というか、どのくらいの間の一次避難と考えているのか。それによってトイレの数だとか、色々なことが考えられるのかなと思います。やはりそれが大事で、二次避難所もあるわけで、どのくらいのどの程度って本当に難しいと思うんですけども。

会長 私に続いて事務局にお答えいただきますが、私の知る限りでも、阪神淡路大震災のケース、それからこの間の東日本大震災のケース、ついこの間の熊本地震のケース、それぞれ一次避難所の次に移行していくものが展開できる状況の度合いが、ケースによって、割と速やかに撤収できたケースもあれば、これは良いことではないのですが、かなり長期に渡って避難所に暮らしていただく方が生じてしまうケースが実態としてはありますので、おそらく、きちりとこれは何日ですというのはなかなか言い難いところもあるとは思うのですが、という前置きを置いて、何か担当事務局からお答えいただけますでしょうか。

防災危機管理課 今会長が仰った通り、なかなか、はっきり1週間とか言うふうに期間を述べるのが大変難しいところでして、概ね最初は1週間くらいでどれくらいの状況なのかというところの目安を見るというところはありますけれども、どうしても長期的に避難

所を利用して滞在しなければいけない方がどれくらいいるのか。また、学校としても学校の機能を回復しなければいけませんので、いつまでも避難所として使用しているわけにもいかないという、その辺のバランスを見ていく必要もあります。例えば、全部の学校を避難所として開設していましたが、けれども、こちらの学校に少し寄せて移ってもらいましょうですか、後はどうしてもずっとというわけにはいかないの、災害の時にニュースでも取り上げられてますけれども、仮設住宅が作られればそちらに移動していただくということで、その状況によって異なってきますので、お答えになってなくて申し訳ないですけれども、概ねの目安で何週間というのもなかなか申しあげにくいという状況です。

委員（村越委員） そうすると、先ほど委員が仰ったように、トイレの数とかも少なすぎるようなとも思うし、その辺もこれから考えていかなければいけないのではというふうに思います。

事務局 先ほどの委員にご指摘いただいたトイレの数ですけれども、災害時以外でも、もともとの体育館のトイレとして、既に問題になっている案件でして、これは先ほど会長が仰ったように、昭和40年、50年に建てられた当時、体育館のトイレが軽視されていたとは言わないんですが、もともとの個数が少ない状況がございました。また、阪神淡路の件でも、体育館のトイレがほんの2～3時間で全部下水が止まってしまったということもあり、そういった観点からすると避難所としてのトイレのあり方は当然考えなければいけないことではあるのですけれども、その前にそもそもの学校施設としての体育館のトイレのあり方が既に議論となっていることを、皆さんにまずお伝えしていきたいと思えます。あともう1点、容量なんです、学校施設の方でも非常に議論がありまして、避難所のトイレはマンホールトイレが良いのか、ポータブルトイレが良いのかなど色々なケースがあり、内閣府が出している、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を私も取得させていただいたんですけれども、皆さんも記憶にあると思うんですが、避難所のトイレの画像については一切写していないんです。ほとんど写せない状況だそうです。これについては、1週間でも良いから便槽に貯めて1週間の間で回復できるのを待つのが良いのか、その辺のところの考え方は私達の方が色々な事例をもって皆さんに提示しなければなかなか判断がつかないことかなと思っています。今のところ中学校では便槽があるということ、先ほど説明がありましたけれども、かなりの大きさの便槽が中学校の方に埋まっております、これについては汲み取りがなくても下水が止まってもある程度、一定期間使えるということです。ところが、小学校のマンホールトイレは水が止まったりすると、基本的にはビニールに排泄したり、あとは直結とか色々なものがあるんですけれども、水が止まった時点でプールの水を使用しながら使っても、ほとんどが詰まって使えなくなるとか、そういった情報も聞いておりますので、そのような情報を皆さんに提供して、ご意見をお伺いするとともに、防災危機管理課と話し合いながら、府中市の学校施設のあり方について方向性を出していきたいと思っております。現状では体育館のトイレにつきましては、諸問題はすでにあるということ。避難所の開設期間についても何ヶ月ということは想定できないので、このくらいの期間は貯留できる機能を備えているなどというように、トイレ

等の設置について定められたら良いのかなと考えております。

会長 トイレの話題が出たので追加でお聞きしたいのですが、おそらくこの種のことは避難所の衛生状態を左右する事だと思います。先ほど飲み水については色々ご説明がありましたが、洗いやトイレを流すための水というのは現状どのような考え方をしているのでしょうか。プールの水を使うことであれば、プールにそのような水を貯めておくような考え方をとっているのか、あるいは、今後建替えをする時に、ある程度雨水を上手く溜め込んで、そういう使い方ができるように準備をしておくのか。熊本地震の時の記事で、雨水をプールに貯めておいて浄化して使えるようなシステムをたまたま持っていた学校があって、がれき撤去の後の洗い物が出来るので、非常に良い状態で防災対応が出来たという記事を読んだ覚えがありますので、事例も踏まえてお聞きします。今出来ているか、出来ていないからどうこうというわけではなくて、何かお考えや既定の方針があればお聞かせ願いたいと思います。あと関連して申しあげると、おそらく井戸水という話はまだ出ていないんですね。おそらくハケ下の部分は多摩川の伏流水が流れているはずなので、そういう可能性もあるのかもしれないなと思ってお聞きするのですが、何か視野に入っているものがあれば教えていただけますでしょうか。

事務局 トイレの水等については、防災危機管理課にも確認したのですが、どのように使うかというのは、きちりしたものは定まっていなくて現状です。ただ、プールと体育館は比較的近いところがありますので、今までの災害の事例を踏まえると、プールの水を手で汲んで、バケツでトイレの水に流すということを想定しているということです。あと1点ですが、高架水槽というのは受水槽と校舎に2つありまして、高架水槽というのは屋上にタンクがあって重力で落として飲み水に活用できます。それから受水槽、これは8小の事例につきましては、直結給水しているという言葉が出たんですけども、飲み水の供給の仕方については水道管から直に圧をかけて汲み上げています。これは一長一短で災害時には弱い仕組みなんですけれども、一般的に動いている時には受水槽に貯めた水よりも冷たくておいしいというふうに言われています。しかしながら、直結給水となっている学校でも全てに受水槽が設置されています。この受水槽というのは校庭とか校舎に入っていてと、大きなタンクが1階に置いてあって、場合によっては蛇口がついているのが確認できると思いますが、これについては飲み水として活用するような形になっています。しかし、8小につきましては、受水槽が地下に埋設されている関係で、飲料水には使えないという状況があります。今の会長のお話のプールの水については、今のところトイレの水等で使っていただくということを想定しているだけで、細かく規定はないという状況でございます。

会長 ということで、現時点では現状を共有していただいて、今後、方針等の検討となりますのでそこで適宜どのような方針がよろしいのかを引き続き検討していただく、そういうものに対してご意見をいただくということでよろしいでしょうか。既に1時間15分くらい経っているので、地域開放・複合化に議論を動かしたいのですが、よろしいで

しょうか。それでは、地域開放および複合化について、何かご質問やご意見があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

皆さんがお考えのうちに、繋ぎのコメントですが、普段は小中学校で使うわけですが、それがなくても小中学校は機能するもので、発災時に避難所をより良くするような工夫というのはもしかしたら考えられるのかなと、先ほどの委員の意見を聞いて思いました。例えば、多目的室やランチルーム等というものは、仮になくても小中学校を回すことはできるわけですよね。そういうようなところが、体育館と連携をして、役割分担をして、配慮が必要な度合いや属性によって上手く使っていただく。場合によってはそういうところは少し温熱環境をより良くしていくといった工夫は、おそらく建て替えるのであれば十分やっていけるのではないかと思いましたが、私のつぶやきとして参考にしていただければと思います。それでは、ご意見等いかがでしょうか。

委員 今、府中市の小中学校の地域解放がとても盛んに行われていて、有意義に体育館なども使われているのではないかなと思っています。複合化については10ページを見ていただくと、文化センターも入っているんですが、府中市には文化センターが11ありますよね。その辺の兼ね合いとか、必ずしも学校の中に文化センターを作る必要性があるのかなということと、文化センターの位置づけと学校施設の位置づけを考えていくのも一つなのかなと思います。図書館の記載もありますが、新設する学校に図書館を別に設ける必要があるのかなとか、子どもたちが使う図書館と共有出来る部分で作るのであれば構わないと思いますけれども。ただ、貸出の問題とかどのようにしていくのかということが気になります。また、保育所といったらどういうふうになっていくのだろうか。どこまで複合化を広げていくのか、市としてどのように考えているのか知りたいのですけれども。

会長 ここで例示されている公共施設等の機能をあえて小学校敷地に入れて複合化する必要性・意義・メリット、あるいはそれをするというのであれば、府中市のお考えがあればということですが、いかがでしょうか。

事務局 まず複合化についてのメリットなんですけれども、公共施設の4割が学校施設となっております。それ以外の施設が6割という状況で、まずはじめに、学校が老朽化を迎えているというのは今まで説明したとおりなんですけれども、次に老朽化を迎えるのが主に文化センターとなっていて、次に保育所となっています。おそらく学校の問題が解決すると、その後にはすぐに他の公共施設が老朽化を迎えて、施設にそれなりのお金がかかってくるという状況が見込まれています。そのため、市全体として公共施設をどのように維持管理するかというのが公共施設マネジメントの取組となっているんですが、文化センターについてはその中に図書館だったり、講堂、会議室などの公民館機能などが設けられていて、学校と重複している部分もありますので、利用の時間とかニーズをきちんと把握することによって、場合によってはその面積を縮小できる、その機能を学校に集約できるということがもし可能になるのであれば、例えば、その建物の維持費用であるとか、改修費用がかからなくなってくるという意味ではかなりメリットが出てくるのかなと思います。

ます。ただ、今まで説明したとおり、学校の敷地が府中市の場合はかなり小さい状況と、児童・生徒の数がなかなか減っていないという状況もありますので、直近ですぐに学校の敷地の中に、このように資料のような形で1つの施設が入るかという問題はまた別にあるかと思っております、これについてはまたご議論していかなければいけないと思っております。

会長 前回私たちが共有したこととして、府中市の場合は児童数・生徒数があまり減らないので、他の人口減少が著しい自治体で起こっているような遊休教室があるのでそこを何かに使いましょうというような種類の複合化や地域開放はないだろうということ。加えて、比較的児童数・生徒数の規模が大きい割には、敷地がものすごく大きいわけではないということが共有されていますので、何が何でも複合化をしなければいけないわけではない。されども、先ほどご説明がありましたように、これは地域開放も含まれるんですが、私は大学にいと常々思うんですが、教育環境の施設ってすごく使っていないんですね。夏休みとか春休みとかあるじゃないですか。夜の時間も使っていないですし、大学などでは、朝の1限の時間は先生も生徒も嫌がるので使っていなかったりとか、これは多分教える側・学ぶ側と運営する側・経営する側で考えが異なる部分があるのですが、そういう部分があります。ですから、上手く余っている部分を効率的に使うことによって無駄な財源を使わなくていいのであればこれは良いことだと思いますので、何が何でもというわけではなくて府中市にふさわしいような、それぞれの小中学校でふさわしい形があればということになると思います。私の方から1点だけ付け加えさせていただくと、文化センターは11箇所、小中学校は33校、ですから、おそらく小中学校に置けば、より身近なところにその機能が置けることは間違いないだろうというのは客観的な事実だと思います。そのことを前提にどう考えるのかなということなのかと思いますので、その辺の前提も共有しながら議論を深めていきたいと思うのですが、このことについて他に何かご意見やご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

委員 この地域解放と複合化という部分で、どちらもメリット・デメリットもあると思いますし、学校の先生方は子どもの安全を絶対的に最優先にしてくださいるので、学校側はセキュリティを守りたいというのが絶対的にあると思います。そのため、建物の構造であるとか、建て替えた場合に限ってですけれども、特別教室で貸し出す可能性がある教室を校舎の端っこに集中して、外階段をつけるという形にすればセキュリティを守れた状態で、上手く地域開放出来るのではないかと思います。また、この10ページにあるような形だけでは割り切れない部分は絶対にあると思いますし、下の複合化の部分、文化センターというのを入れたりすると、先ほどトイレのところでもありましたけれども、文化センターという誰でもトイレが必ずあると思いますので、そういう部分でも避難場所となった時のトイレの対応というのも補完できたり、色々なものが絡み合っただけで簡単に答えは出せないと思うんですけれども、そういうような形でやっていく方法しかないと思います。また、先ほど言っていた児童数が減らないというところもあるので、昔と校舎を建て替える建ぺい率や容積率がどうなるのか分かりませんが、人口もこれ以上に増える予想も昨年

他の会議で聞いたりもしているのですが、できる限りマックスの状態で作っていきような形を取ると良いのかなと思います。また、人口の減見込みに対して、プラスアルファしていくことを考えますと、こういう公共施設等も入れていかないとだめなのかなと思っています。それと、戻ってしまうんですけども、防災危機管理課の方で確認したいのですが、初動班の交代時期というのは、役所と同じ4月1日から3月31日までですか。というのは、学校関係に初動班が挨拶に行くと思うのですが、どうしても学校って4月から5月中旬くらいまで先生方も異動されてバタバタされているので、その辺の交代時期も9月からとかにしないと、東日本大震災の時のように3月の年度末の忙しい時だと、学校管理職の人と初動班と顔合わせができていなかったり、という部分もあるので、うまくラップさせるような形の方が良いかなと思います。今どうなっているか、というよりも、もし、僕が言った時期での交代であればご検討いただければなと思っています。あと、先ほど委員がトイレのことで仰っていた部分で、誰でもトイレが足りていないというのが現状だと思うのですが、今から足りるようにするのは大変なことだと思うので、建て替え時に対応するという形で、建替えられてない場合の現状で避難するには、高齢者の方、妊婦さん、障害者の方たちは文化センター等、誰でもトイレがある方に避難していただくのが良いのではないかなと思います。ちょうど東日本大震災の行政側の案内は確かそのような形で聞いた記憶もありますので、そうしていただければ良いのではと思います。それと、今学校施設の利用団体さんから料金は一切徴収していないと思うのですが、第二小学校を例にとると体育館の利用団体が多すぎて、床に書いてあるラインがほぼ消えてしまっていて、授業に支障が出るくらいの磨り減っている状態なんですね。それなので、1回10円20円という少しの料金は徴収しても良いのかなと思います。メンテナンスというか、傷んでいくものを直していくために、市民が税金を納めているということも確かにありますけれども、子ども達が授業で使う場所が市民への開放により傷んでしまっていて授業に支障がでるとするのは少し困ります。それで予算がなくて直せないのはおかしなことだと思います。通常の学習センター等の利用料金よりも安い金額で、メンテナンス出来るぐらいの料金を徴収しても良いのかなと思っていますので、もし建て替え等で今後このような形で開放を変えていくなり、どんどん開放していくという形でもって行くのであれば、そういう検討もされてもいいのかなと思っています。

会長 地域解放・複合化に関していくつか意見とご質問をいただいていますけれども、先ほどご意見があったように、一義的には児童・生徒のための空間ですので、そのセキュリティをしっかりとってそれから考えていくということ、トイレについても誰でもトイレの配置というご意見がありました。それから、質問は2点あったかと思うんですが、1つは初動班の交代の時期のラップが取れるようになっているのかどうか、というご質問。それから利用料金、地域開放する時に学校施設の地域開放の場合は常に無料であるべきなのか、あるいは先ほど文化センターとの複合化の話が出ましたが、文化センターが無料ということはないはずなので、そういうようなものを、複合化も含めて学校の施設の側で引き受けるということであれば、その利用者の利用負担、もしかしたら管理のあり方ですね、全部行政直営でやるのか、あるいは指定管理みたいなものをかませてもう少し

地域に近いような主体に委ねるのかというような可能性も、今の私の追加の質問ですが、そういうことも考えられるわけですが、このあたりはいかがでしょうか。

防災危機管理課 初動班についてのご質問ですけれども、やはり年度当初の時期に切り替えという形で現状はやっています。というのも、職員自体の人事異動が4月1日にありますので、例えば平和島の方へ異動になってしまったですとか、そういうことがありますと変えておかなければいけないとかいう状況が生まれる、というのもありまして、今のところは人事異動を受けて5月くらいを目途に人の入れ替えをしているような状況がございます。今委員さんが仰られた意味も重要なところだとは思いますが、上手い何かやり方ができればと思いますので検討させていただければと思います。

会長 そうですね。人事異動の仕組みを変えることはこのために出来ないのでは、おそらく1人が対応、担当するのではなくてグループでやられていると思いますので、その今ご指摘のあった、同じ時期で切り替わることによって不具合とか、それは災害時でも脆弱性に繋がる訳ですから、そこらへんを改善する工夫をご検討いただきたいと思います。

防災危機管理課 今の点ですが、1校につき4名を初動班に任命しており、その4名すべてを年度で切り替えているというわけではありませんので、そういった初動班として例えば市外に引越しをしてしまうというような者が出た時に、その1人が入れ替わるということなので、年度切り替えでその学校の4人全てを切り替えるということではないというのが現状です。

会長 委員が仰ったように、学校の方との連携の接点の取り方のタイミングの設定とかですね、そういったことは、もしかしたらご意見があったことを参考にして、改善出来るのかもしれないと思います。もう1点の料金や利用管理のあり方については何かございますでしょうか。

事務局 利用料金につきましては、既に府中市学校施設使用条例という条例がありまして、まだ新しいものですが、平成14年4月に施行されています。逆を言えば、それまで料金は取っていなかったということになりまして、その時は学校の校長先生に地域への貸し出しはお任せしますという状況でした。これが文部科学省の方から、地域の中の学校として、どんどん開放していこうということと、今委員が仰ったように地域住民に開放して貸すのであれば、受益者負担という考え方から、料金をとっていこうという流れの中で、本市におきまして平成14年4月に条例を施行して実施してきたところでございます。しかしながら、皆さんに情報提供なんですけれども、利用料金は教室1時間が100円です。体育館・武道館1時間が600円、利用者の許可をするのに社会教育団体、学校関係団体、官公庁及びそれらに属する団体、その他教育以外特に認められている、非常に狭い団体にお貸ししています。更に社会教育団体は減免で無料ということになっております。これについては、本市でも非常に議論しているところでして、受益者負担という考え方だ

けが一人歩きするのは、私個人的な意見なのであまり適切な表現ではないかもしれないのですが、それだけで毎度料金をとるのもいかなものかと思っているところなんです。本市は全てにおいて使用料の見直しを行っている最中です。今回皆さんが学校施設の開放する部屋を増やすとか、そういったご意見をいただいた時に、この使用料の見直しを改めてしなければならないと思っております。更にその考え方に基づくのは、この100円や600円というのはなかなか根拠が見つかりづらいところがありますので、ここは委員が仰ったように、どのくらいで修繕が行われるのか等、そういったところを出来るだけ根拠を割り出して、あくまでも教育施設ですので教育への影響が出ないようにしっかり修繕できるような料金を徴収することは、今後、今回のみなさんのご意見をいただいた後に、条例改正が必要になってくるだろうという中では予測しているところでございます。

委員 今、事務局からご意見いただいたので、僕も先ほどの時に言うのを忘れていたんですけども、先ほど言ったように子どもたちが教育を受ける場に支障が出ているというところと、いらっしゃるので僕もしっかり言っておかなければいけなかったんですけども、青少年のスポーツ団体に関しては、結局子どもが学んでいる、スポーツ等を通して学んでいるという部分なので、そこは逆に、免除されてもいいのかなと。逆に大人が趣味で教育現場を使っている場合は料金をとるような形が望ましいかな、まあ要望ですけども、そのような形の方が自然というか、子どもたちに負担といっても結局保護者が払う形になってしまうと思うんですけども、子どもがスポーツをやりながら色々なことを学ぶ、スポーツ団体の利用に関しては免除があってもよろしいのかなと思うので、あくまでも意見という形で考慮いただければと思います。

会長 分かりました。ご意見として承りたいと思うんですけども、これもなかなか難しい問題ですね。活動の種別によって自己負担の割合を大きく変えて良いのかということもありますし、引き続き検討をしていただきたいんですが、私の方から1点コメントさせていただくと、先ほどの誰が管理するのかということにもなるんですが、学校開放の場合は先ほどご説明があったように、週末や放課後、夜間の時間帯に利用があるわけですよ。複合化の場合は常時あるわけで、これをどういう方が利用するのか、どういう方が管理運営するかによるんですが、その中で非常に良いように地域の方々が関わっていただければ、地域の方々が利用する側で、あるいは管理運営する側で学校敷地内にいらっしゃる時間が長くなるというわけですね。次回以降の議論で深めていければ良いと思うんですが、そういう方々のまなざしが常に学校敷地内にある形で子ども達の教育空間が地域に置けることになるので、それをどういうふうに考えられるのかというのが、今後、事務局の方で進めていただける方針の検討にも反映いただけると良いかなと、私の意見ということで。この関連でその他ありますでしょうか。

委員 料金の話が出ましたので、私で存じあげていない部分で教えてほしいんですけども、小学校の体育館を借りる場合の費用としての説明はあったのだと思うんですけども、地域体育館の料金と差をつけるのか同じにするのか、その辺はどうなんでしょうか。

会長 別途用意されている市民のための体育館の場合の料金体系との整合性あるいは減免の割合をどう考えるのかというご質問ですね。

事務局 地域体育館との料金の整合性については、そもそも目的が違うものを市民に提供するというので、差が出ることはあるかなと予想しています。これも今その辺りの調整をしているところなのですが、あくまでも学校施設ですので、その一部を地域開放するというのであれば、もともと地域体育館は市民の健康の増進のためにある体育館というのとは少し趣が違いますので、その料金の差が出てくるのかなと考えております。あと、委員が先ほど仰っていただいたように、特に小学校の料金につきましては、子どもたちが利用する場合の団体については当然配慮していくべきだろうなというところで、この辺を今色々な議論がされているところですので、改めてそれにつきましては付け加えさせていただければと思います。

委員 地域開放と複合化なんですけれども、地域開放は今現在様々な活動をされていると思っているんですが、10ページを見ると、複合化について、ゾーニングでセキュリティを確保するという事になっているのですが、今現在の学校公開をする段階で、PTAが協力し、受付を作り、保護者プラスアルファのためにセキュリティを確保しているというのが現状です。これが、ゾーニングだけでセキュリティを確保できるとは到底思えないのですが、そのプラスのセキュリティを、まだ計画段階の話なので、そこまで大きく考えてないよと言う話なのかもしれませんが、プラスアルファについて、何かしらのセキュリティの方法を考えているのかという面で、やや疑問があります。たぶんここで日中も利用可能にすると、駐車場とかの問題も出てくるとは思いますし、子どもも当然いるという現状も出てきますので、その辺のことを踏まえて複合化を考えていかないと、ゾーニングしたから大丈夫というのは、学校の中では、特に小学校ではありえないと思います。

会長 意見をいただいて、これは私の専門の部分にも関係しますので、1点だけコメントさせていただくと、今ご意見のあったとおり配置や建築計画を工夫してその問題が建築のハードウェアによって解消するという事はないと思います。それで、ある程度、よりセキュリティを確保しやすくなる配置や、まなざしが注ぎやすくなるような建築計画というのは出来るのですが、最終的には建築が行き届かない部分は、人間の目や見守りによってセキュリティを確保していくしかないんだと思います。その時にどういうものを、ここでも議論があったように、開放出来るのか、あるいは、複合化として学校至近内に起き得るのかというところの議論を進める必要がある。あるいは、そういう前提においてどういう形で地域の方が学校施設内に、地域開放や複合化された施設を利用する、あるいは場合によっては、管理運営するという形で関わっていただくことによって、学校敷地内に、教育活動をするわけではないですが、地域の人がいるというメリットを活かせるようにして、お互いがない部分を補い、相互補完性を高めるのかなというふうに思います。これは会長からのコメントですけれども、何か事務局の方から補足するものはありますでしょうか。

事務局 今回のゾーニングのセキュリティの確保の仕方なんですけれども、複合化に関しては、まず、利用者を特定することによって、複合化の可能性はあるのではないかということで、本日資料提供させていただきました。また、他の事例ですと、学校の空いた敷地を、他の公共施設に校地と切り分けてお渡しして、学校の中に立ち入らない形で新たな公共施設として使うというやり方もあるのかなというふうに思っています。

会長 後者の場合は、大きさにおいて、学校敷地に余裕がある場合ですね。

事務局 そうです。そういう条件付きになります。

会長 ということでよろしいでしょうか。まだ議題も残っておりますので、もし差し支えなければ次の議事の方に進めさせていただいてよろしいでしょうか。では、だいぶ時間を使ってしまいましたが、有意義な議論が出来たと思いますので、議題1は以上としたいと思います。

それでは次に議題2、教育環境としての学校施設の課題についてに移りますが、既に開始してから1時間45分ほど経っているので、一旦、休憩等を取った方がよろしければここで数分とるようにしたいと思います。

(5分休憩後、再開)

会長 それでは再開させていただきたいと思いますので、議題2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。資料15「新たな学校づくり 3 教育環境としての学校施設の課題」となりまして、この資料では、前回の資料に引き続きまして、第3回から第5回までの、審議の大きな流れを示しております。

下段の2ページでございますが、教育環境としての学校施設検討の進め方を示しております。今回が一番左端の第3回協議会で、今回のテーマは「現状把握と課題整理」としてあります。具体的には下に記載のとおり、「現在の学校施設の改善に関すること」、「新しい教育ニーズへの対応」に分けて整理を行ってまいります。この後、「現在の学校施設の改善に関すること」として、小中学校の諸室の現状、「新しい教育ニーズへの対応」として少人数・習熟度別指導から、小中一貫教育制度、特別支援教育について、順次説明してまいります。第4回では、整備の方向性として、「教育環境としてのあるべき姿」に対して、「公共施設マネジメントの視点による制約」についても勘案する必要があることから、この2つの視点を踏まえた整備の方向性を議論していきたいと思っています。第5回では、学校施設整備方針案を提示してまいります。

それでは、「現在の学校施設の改善に関すること」として、小中学校の諸室の現状について説明いたします。1枚めくりまして、3ページです。こちらは、普通教室の転用状況

の経過を示した資料となりまして、第1回でお渡しした児童・生徒の推移を示したグラフに、普通教室の転用状況を新たに追加したものとなります。昭和56年度に児童・生徒数のピークを迎えましたが、それ以降、児童・生徒数が減少したことから、普通教室が空き教室となり、その空き教室が新たな教育ニーズへの対応やクラスを超えた活動の場の一部として、普通教室のまま、又は、改修を行うなどして、活用が図られてきました。赤については昭和63年から平成12年にかけてとなりますが、こちらランチルームとなります。ランチルームは、主に、児童・生徒が給食の時間を利用し、他のクラスや他の学年と交流する場として使用されています。はオープンスペースとなりまして、こちらも他クラスとの交流や学年活動の場として、使用されています。はコンピュータ室で、新たな教育ニーズとなったパソコンの学習や、調べ物学習をする際に使用しています。は児童の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室の利用のために、転用されてきたものになります。は平成13年から転用されている学習室で、新たな教育ニーズとして、少人数・習熟度別指導を実施するため、転用が図られてきたものです。前回の資料11に記載しておりました、余裕教室については、現在も普通教室の形状をしており、物理的には普通教室へ転用が可能な教室のうち、普通学級以外に使用している教室を、余裕教室と位置付け、余裕教室率を算出しました。先ほどのランチルーム、オープンスペース、コンピュータ室は、普通教室2室分を1室に転用していることから、この時の余裕教室には含まれていないということが分かりました。このため、校舎内の諸室全般を対象として、改めて、現在の学校施設の諸室の現状を整理することとしましたので、

資料16をご覧ください。こちらの資料は、小中学校の諸室の現状をまとめた資料となりまして、1枚目が小学校、2枚目が中学校となります。表の見方ですが、1段目の濃いグレーは、各諸室の分類を記載しており、普通教室関係、特別教室関係などの5分類に整理しています。次に、その下の薄いグレーは諸室の名称を記載しています。諸室名の脇に、一文字下げ、コマ数を表示しているものがございまして、例えば、普通教室関係の分類内に、学習室とありまして、1コマ、0.5コマと記載しております。これは、左側の諸室の大きさを、うち書きにより示したものになります。表の欄外に、この表を作成する上での条件等を記載しております。はじめに、この表は、学校生活の基本となる校舎棟に配置された諸室を対象としております。次に、表内に記載の1コマとは、普通教室1教室分を指しています。また、表の3段目にあります、白丸については、普通教室の余裕が生じた際に転用・改修を行ったものが多い部屋となります。また、この表は、小中学校が保有する諸室の主な用途を表したもので、複数の用途で兼用されている諸室もありますが、その場合、主たる目的で使用されている諸室に分類し、数値を計上しています。その他注意書きについての詳細は記載の通りとなっております。1枚目の小学校の資料を参考に特徴的な部分をお話いたしますと、普通教室関係の2つ目、学習室については、学校ごとに諸室数にバラつきがあり、教室の大きさにもバラつきがあります。特別教室関係では、左から7つ目の視聴覚室、右から2つ目の生活科室で設置校にバラつきが見られます。管理諸室関係では、左から4つ目の事務員室や、右から4つ目の会議室、その隣の応接室でバラつきが見られます。その他の関係では、空き教室の状況や転用状況、学校ごとの諸室の必要性などの様々な要因によって、各学校で設置する諸室をそれぞれ判断しているもので、

設置数にバラつきがあります。特別支援教育関係では、特別支援教育の実施校と未実施校で、諸室の有無が分かれていて、特別支援教育の実施校では、必要な諸室が多くなります。

資料15に戻りまして、4ページをお願いします。今の資料16から、小中学校の諸室の現状といたしましては、各学校で設置されている諸室、部屋数にバラつきがあることが分かりました。として、各学校で必要に応じて、過去に普通教室として使用していた空き教室の転用や、それ以外の諸室の活用なども含めて、必要な諸室を設定し、現在では、それぞれが有効に活用されています。そのため、余裕教室として定義づけを行うことが難しいことが分かりました。また、普通教室に不足が生じた際に、過去に転用した諸室も有効に活用されていることから、すぐに普通教室に戻すというような整理を行うことが難しいことも分かりました。これらのことから、今回の計画においては、課題解決の方向性として、必要な諸室・設置数を設定し、確保することが必要になると考えています。続きまして、5ページをお開き願います。ここからは、またテーマが変わりまして新しい教育ニーズと施設整備について、説明していきます。現在の府中市の教育方針は、第2次府中市学校教育プランに基づいています。府中市の教育プランは、国が定める学習指導要領や東京都が定める東京都教育ビジョンに沿って、策定されておりまして、施設の整備についてもその大きな教育の方向性に合わせて実施する必要があります。そのため、委員の皆様にも、新しい教育ニーズと施設整備について、ご理解いただきたく、資料提示をさせていただきました。

まず、5ページ、左側の体系図は、第2次府中市学校教育プランの体系図となりまして、左側に、理想像である、「心豊かでたくましい子ども」と記載しております。その実現のために、7つの柱とその柱に対する17の施策を示しています。この施策の中に記されている、施設整備に関わる、新しい教育ニーズについては、オレンジ色と黄緑色の囲みをさせていただきます。具体的な教育ニーズを体系図右側に、矢印で抜き出しておりますが、7つの柱のうち、1本目の柱である「確かな学力を育てる」の中の、2つの施策に関連した3つの教育ニーズがございまして、一つ目は、「基礎的な知識の定着と学習意欲の向上を図る」施策の1つとして、少人数・習熟度別指導、2つ目は小中連携・一貫教育制度があります。また、三つ目は、「特別支援教育を充実する」施策として、特別支援教育があります。この先の資料では、この3つの教育ニーズの説明と施設整備に関する今後の方向性について、説明させていただきます。

下段6ページに移りまして、はじめに、少人数・習熟度別指導でございます。少人数・習熟度別指導とは、学力に差の出やすい小学校中学年から、習熟度に応じたきめ細かな指導を実施する方法です。府中市では小学校の算数、中学校の数学・英語で実施しています。また、これらの習熟度別の授業を実施する場合、その効果を高めるため、少人数による指導も合わせて実施しています。その例を真中に記載しておりますが、2つのクラスを習熟度にあわせて少人数化するために3クラスで授業を行う科目があるというような形になります。このことによって、習熟度の遅い児童・生徒が、授業についていけないことがないように、また、習熟度の早い児童・生徒が発展的な内容まで学習できるよう、きめ細かな教育を実施することができます。このように、少人数・習熟度別授業を実施するには、通常の普通教室に加えて、別に1つの学習室を用意しておくことが、施設の整備

に当たっては、必要となってきます。

1ページめくっていただき、7ページをお願いします。こちらは、府中市の少人数・習熟度別指導についてです。こちらの円グラフは、左から、小学校の算数、中学校の数学、英語について、それぞれ習熟度別を実施している学年数の割合と平均学級について示したものです。小学校の算数では、3年生から6年生で実施している学校は13校で、平均学級数は15学級、4年生から6年生で実施している学校が1校で、平均22学級、5・6年生で実施している学校が8校で、平均24学級となっています。中学校については記載の通りとなっています。このことを見ていきますと、学級規模が大きい学校では、少人数・習熟度別指導の実施学年や実施科目が制約を受けている状況があります。

下段8ページに移りまして、この状況については、東京都から配置される教員の数の問題や、児童・生徒数が増加している学校については学習室の確保が難しいという施設側の問題がありますが、今後の施設整備に当たっては、「できる限り、等しい学習環境を整える必要がある」と考えています。そのため、課題解決の方向性として、学級規模に応じた学習室数を確保することが必要であると考えております。

1ページめくっていただきまして、9ページをお願いします。ここからは、新しい教育ニーズの2つ目として、小中連携・一貫教育制度と施設整備について、説明いたします。こちらの資料で1か所訂正がございまして、資料左側の赤い吹き出しに、「府中市は小中連携・一貫教育を実施している」と記載しておりますが、正しくは、「小中連携教育」を実施しているとなりますので、「・一貫」を削除いただきますよう、お願いします。それでは、はじめに、青囲みのところで説明いたしますが、小中連携・一貫教育制度とは、小学1年生から、中学3年生までの9年間を一貫した教育理念に基づき、指導を行っていくものとなります。として、この効果としては、小学校から中学校への移行する時に、新しい環境での学習や生活に適用できず、不登校などとなり、結果として、学力の低下に繋がってしまう、「中1ギャップ」といわれるものの解消を目指すものです。この小中連携・一貫教育制度を進めるに当たって、施設の形態としては、小中学校を一体化する、隣接させる、分離して実施する3形態がございまして、資料、中ほどの体系図は、小中連携・一貫教育制度の枠組みを示しております、薄いオレンジ色の枠で囲われている部分が、小中連携教育、その中に、小中一貫教育が含まれる形となります。現在の府中市は、小中連携教育を実施しております、小中学校の教員が情報交換や交流を通じて、児童・生徒の情報を共有し、小学校から中学校への移行を円滑にさせる取組を行っている状態です。ここから更に、青色の枠で囲われている部分が小中一貫教育となります。小中一貫教育は、小中学校が同じ教育理念のもと、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すもので、小学校と中学校で一貫した教育を行うことが出来るため、小中連携より、小中の繋がりが強いものとなっております。小中一貫教育については、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分かれておりますが、単独の市町村で実施する場合は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」のうち、「併設型小学校・中学校」となります。施設の形態としては、下段に記載のとおり、小学校と中学校を一つの校舎で運営する、「施設一体型」、隣接する校舎で実施する、「施設隣接型」、分かれた場所で実施する、「施設分離型」の3形態となり、文部科学省が示す効果の出やすい施設形態は、小中学校でより近

い場所で教育を行うことのできる、施設一体型とされています。

下段10ページに移りまして、全国の市区町村の小中連携・一貫教育制度の実施状況についてでございます。こちらの棒グラフは、平成29年度に文部科学省が全国市区町村を対象に実施した小中連携導入状況の調査結果となります。府中市で実施している、小中連携教育を実施している市区町村が72%で最も多い状況です。

資料を1枚めくっていただきまして、11ページをお開き願います。こちらは、全国の小中連携・一貫教育制度を実施している学校数について、文部科学省が公表している資料となります。平成29年度の設置状況といたしましては、左側上段に義務教育学校48校、次に、小中一貫型小学校・中学校の併設型は253校となっております。小中学校は全国で、約3万校となりますので、義務教育学校又は小中一貫型小中学校の設置校の割合は、1%程度というのが現状です。

資料下段、12ページに移りまして、小中連携・一貫教育制度と施設整備の方向性についてです。ここまでの説明のまとめとして、資料上部のピンク囲みのとおり、小中一貫教育を導入する場合、効果が高い施設形態は、文部科学省によると、施設一体型、隣接型、分離型の順番となります。小中一貫教育を実施している市区町村は、14%程度となります。小中学校の数で見た場合は、1%程度となります。このような状況の中で、府中市の考え方としては、「義務教育学校」、「小中一貫型小中学校」への移行を視野に入れて、現行の取組みの評価・検証を行っている段階であり、今後の方向性は現在固まっていないという状況となっています。このような状況の中で、施設としては、今回の計画の方向性は、施設一体型・隣接型の実施ができる学校があるのかどうかを検討するところまでと考えております。

資料を1枚めくっていただきまして、13ページをお開き願います。ここからは、特別支援教育についてです。特別支援教育については、近年様々な法改正が行われる中で、障害の有無にかかわらず、子どもたちの自立と社会参加を見据えて、市立の小・中学校の役割も非常に重要であること。また、今後、府中市として特別支援教育の考え方を整理していく点多々ありますが、その際に施設整備についても、影響してくる部分がございますので、委員の皆様にもご理解いただきたく、今回は、テーマとして紹介させていただきます。はじめに、特別支援教育のはじまりとして、近年の法整備等の状況を交え、ご説明します。平成18年に、障害者権利条約が国連で採択されています。これは、全ての人々が、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現を目指すもので、教育の分野においては、障害を理由に教育制度一般から排除されないこと、初等・中等教育から排除されないことという、インクルーシブ教育システムの理念などが盛り込まれたものです。平成19年に、日本はこの条約に署名を行い、それ以降、国内法の整備を進めてきました。平成19年に、学校教育法の一部改正が行われ、今までの障害の程度に応じて特別な場で指導を行う、「特殊教育」から、一人一人の教育ニーズに応じた適切な支援を行うことに重きを置いた「特別支援教育」へと移行しました。また、より多くの子ども達の教育ニーズに対応するため、新たに、知的な遅れのない、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害が特別支援教育の対象に加わりました。

平成23年に障害者基本法が改正され、教育分野では、可能な限り、障害でない児童・

生徒と共に十分な教育が受けられるよう、教育の内容や方法の改善・充実に配慮することとされました。平成25年には、障害者差別解消法が制定され、平成28年度に施行されています。このように国内法の整備が整い、平成26年に条約の批准を行ってまいりました。

資料下段の14ページに移りまして、日本におけるインクルーシブ教育の実施体系について、文部科学省の資料を掲載させていただきました。インクルーシブ教育システムとは、子どもたちの自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに的確に応えられる、多様な場を提供していくこととなります。初めに、ピンク色で囲んでおります、特別支援学校となりまして、平成19年度の学校教育法の改正により、盲学校・聾学校・養護学校から一本化され特別支援教育となったものです。その下、黄緑色で示した範囲が、小・中学校における特別支援教育の範囲となりまして、小・中学校の特別支援教育としては、水色で囲んだ、固定的に特別支援を受ける、特別支援学級と、その下、緑色で囲んだ、通常学級に在籍しながら、一部の時間で、特別な指導を受ける、「通級による指導」の2つがあります。詳細は、次のページで説明させていただきます。この14ページの資料には、平成26年時点のそれぞれの対象者数と平成16年度との対象者数の増減比が記載されています。一番上の四角囲みに、義務教育段階の児童・生徒数が1019万人と記載されていて、こちらは減少傾向とされていますが、特別支援学校では平成16年度比で1.3倍、特別支援学級では、2.1倍、通級による指導では2.3倍と、それぞれ増加しています。赤い吹き出しに記載したとおり、特別な教育ニーズのある子どもは増加傾向にあります。また、赤い点線で囲んでおりますが、発達障害の可能性ある児童・生徒の普通学級の在籍率は6.5%で、特別な支援を必要とされる子どもたちも潜在している状況となっています。このことから、ページ下の視点として、特別支援教育の対象者が増加していることから、特別支援教育全体で学級数などの規模が増加していくのか、学校整備においても、この状況については注視していくことが必要と考えています。

1枚めくっていただきまして、15ページをお開き願います。こちらでは、府中市の特別支援教育の実施体制について、説明いたします。始めに資料の記載の設置校については誤りがありますので口頭で訂正させていただきます。資料右側 通級指導学級の・上から4つ目の小学校の言語障害が1校となっておりますが正しくは2校となりますので訂正をお願いいたします。それでは説明に戻りまして、特別支援学級については障害程度が比較的重い子どもを対象としたもので、この近くでは府中市内にけやきの森学園と武蔵台学園があります。本市の小中学校で実施する特別支援教育は、ページ右側の青色で囲った、「2市立小学校の・中学校」となります。平成29年度時点の実施体制といたしましては、先ほどの文部科学省が示した体系のとおり、特別支援学級と、通級指導学級がございます。これに加え、東京都では、全国に先駆け、平成28年度から、通級指導学級から特別支援教室への移行を進めておりまして、府中市でも、今年度から、特別支援教室を実施し、資料に記載のとおり、3つの体制で、特別支援教育を実施しています。はじめに、

特別支援学級についてですが、本市では、知的障害の子どもを対象に設置しています。情緒障害に対する特別支援は設置していません。特別支援学級に在籍する子どもたちは、通常学級に籍を置かず、一人一人の障害に応じた教育を受けています。特別支援学級の設

置校は、小学校で6校、中学校で3校となります。次に、特別支援教室についてです。情緒障害と自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害の子どもが対象となります。特別支援教室に通う子どもは、通常学級に在籍し、ほとんどの授業は通常学級で行います。週に1回程度、在籍する学校にある特別支援教室で、特別の指導を受けます。この特別支援教室は、今年度から、小学校3校でモデル実施を行っている、新しい制度になりまして、その内容を、左側の赤い点線の四角囲みの内容で説明させていただきます。平成28年度までは、情緒障害・発達障害の子どもたちの特別支援教育は、通級指導学級として、小学校6校、中学校1校に設置し、指導を行ってきました。通級指導学級の場合、子どもたちが通常学級の時間を抜けて、設置校に通い、特別な指導を受けていました。新たに始まる特別支援教室は、在籍する学校で、その指導を受けることが出来る制度となります。情緒障害等の子どもたちに、より身近に適切な支援を受けてもらうための制度変更で、受けられる指導は変わらずに、子どもが動く方法から、教師が動く方法へと変更を行うものです。

もう一度、左側の囲みに戻りまして、この特別支援教室は、平成30年度から小学校全校で、平成31年度から、中学校2校のモデル実施、平成32年度から中学校全校への設置を目指します。次に、通級指導学級については、情緒障害は特別支援教室へと移行いたしますが、難聴と言語障害については、引き続き、通級指導学級の制度が残ります。通級指導学級に通う子どもは、通常学級に在籍し、ほとんどの授業は通常学級で行います。週に1回程度、通級指導学級の設置校に移動し、特別な指導を受けます。現在の設置校は、言語障害が2校、難聴が1校それぞれ小学校に設置しております。ページ下段、水色囲みで施設の整備に係る現状をまとめており、特別支援学級は知的障害のみの設置。通級指導学級（情緒障害等）は特別支援教室へ移行し、平成32年度に全校設置する予定となります。

資料下段、16ページに移りまして、府中市の特別支援教育の実施状況となります。特別支援教育の設置校と在籍状況について、記載の通りとなっています。施設の面で見ますと、赤い吹き出しで記載したとおり、特別支援学級の設置校については、小学校では、比較的、市内中部・南部に設置校が位置しており、また、中学校では、市内中部・北部に設置校が位置しています。ページ下段では、特別支援教育の使用諸室と大きさについて、示しています。学校ごとに、大きさ等にバラつきがありますが特別支援学級を設置する場合と、通級指導学級を設置する場合はそれぞれ特別に部屋を設けることとなりますので、それぞれ必要な諸室の確保が必要となります。ページ下段の視点として、施設の整備面といたしましては、特別支援学級の設置校の位置について、再配置が必要となることがあるか、今後の特別支援教育の実施体制の動向に注視していく必要があると考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、17ページをお願いします。ここでは、全国の特別支援教育の現状として、全国の特別支援学級在籍者数の推移を示しています。グラフ内の水色、赤い点線で囲った部分は、自閉症・情緒障害の在籍者数となりまして、赤い吹き出しで記載のとおり、情緒障害等の在籍者数は全国的に増加しています。このような状況から、本市においても同様の傾向となることが予測されますので、ページ下段、視点として、施設の整備としては、特別支援学級の情緒障害の設置について、動向に注視する

必要があると考えています。

資料下段、18ページに移りまして、同じく全国の特別支援教育の現状です。こちらは、通級による指導を受けている児童・生徒数の推移を表したグラフになりますが、赤い点線で囲った部分、情緒障害・発達障害の対象者を示しており、対象者数は年々増加しています。特に、オレンジ色、水色、緑色の発達障害の子どもたちが増加している状況であります。このような状況に伴い、ページ下段、視点 として、通級指導学級の情緒障害等については、特別支援教室へと移行し対応を図っていくこととなります。

資料を1枚めくっていただきまして、19ページをお願いします。ここまで説明させていただいた、今後の特別支援教育と施設整備への影響について、整理をさせていただきます。まず、視点 から については、特別支援教育としての考え方が、現在示されておりません。今後、次期、府中市特別支援教育推進計画の中で、府中市教育委員会で検討される際に、議論されることが考えられますので、同計画の動向を注視し、必要に応じて、今後の施設整備に反映していきたいと考えています。次に、視点 通級指導学級の情緒障害等については、特別支援教室に移行することが決定しておりますので、施設整備については、通級指導学級の情緒障害等の設置校では、教室の数が減少する。また、全ての学校で特別支援教室、1教室を設置していくことが整備の中で必要となってきます。

資料下段、20ページに移りまして、ここまでご説明した、教育環境面の課題の整理と解決の方向性を改めて、記載させていただいております。小中学校の諸室の現状、 少人数・習熟別指導、 小中連携・一貫教育制度、 特別支援の新たな教育ニーズの課題については、左の囲みのおりとなります。これに対して、施設としての解決の方向性について、右側に記載しております。この中で、現段階で教育の方向性が固まっておらず、今後のその方向性の動向に注視していきながら、必要に応じて、施設整備に反映していくものを黒字、今回の計画で反映していくべき方向性を赤字で記載しています。

資料を1枚めくっていただきまして、21ページをお開き願います。前ページに赤字で記載した、今回の計画で反映していくべき方向性について、抜き出しを行い、教育環境面の対応方針として、まとめたページとなります。 小中学校の諸室の現状から、必要な諸室・設置数を設定し、確保すること。 少人数・習熟度別指導では、学級規模に応じた学習室を確保すること。 特別支援教育では、全校で特別支援教室を整備すること。となります。これらを確実に施設整備に繋げるため、今回の計画では、学校施設整備指針を作成していきたいと考えています。これを作ることによって、 府中市として、諸室等の標準的な仕様を定めていく、 学校間での施設面での格差の是正を図る、 標準的な仕様を定めることで、各学校の建設コストの平準化を図りたいと考えています。

資料下段、22ページに移りまして、学校施設整備指針の運用でございますが、今回の計画では、この指針として、これから整備する新たな学校の標準的な仕様を作ります。具体的な内容については、1の教育機能として、6つの要素を定めたいと考えています。次に、2のその他の公共施設の複合機能としては、2つの機能を盛り込んでいきたいと考えています。次に、3の地域開放として、 避難所機能、 学校開放機能という2つの機能を標準的に落とし込んでいきたいと考えています。この標準的な学校施設整備指針に加え、各学校の改築検討時に、学校毎の教育方針や、今までの学校にあった地域の独自性を継続

させるための部分などについて、独自の要素を盛り込み、各学校の基本構想として、まとめていきたいと考えています。こういった運用により、改築後は、「1 公立学校として、公平に、一定の教育環境が確保されている」、「2 学校の独自性が反映されている」ことを目指していきたいと考えています。資料の説明については、以上となります。

会長 大変盛りだくさんではございましたけれども、資料の説明をしていただきました。こちらの議題について、教育環境としての学校施設の課題ということですが、今ご説明がありましたように、まずは小中学校の諸室の現状の説明をいただいて、新しいトレンドとして、まず第2に少人数習熟度別指導の件、それから第3に小中連携一貫教育制度の件、最後に第4として特別支援教育の件ということで、それぞれ説明をいただいたということになっております。これも、かなり広範な内容を含みますがそれぞれ関連しているので、ものによっては前段で議論したこととも関連するところもありますので、これら全てについてご質問やご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。この部分は議論をするということもあるのですが、計画の中で策定していく今後の学校施設の標準的な仕様にどう反映するかとかですね、今後市の方で決めていただくような教育方針の策定時に、策定に基づいてこの計画の改定時に反映していくような段取りになると思いますけれども、そういう前提において、ただ今の説明についてご質問やご意見があればお受けしたいと思います。

委員 特別支援教育の件についてです。これからハード面として教室を作っていく話にはありだと思いますが、普通学級に入れる入れないは保護者の判断になるというのが、そのままいくのでしょうか。問題という言い方は悪いんですけども、ある学校で重度障害の子が普通学級にいます。結局、保護者が特別支援学級には入れたくない、普通学級に行かせたいという場合の、区分け的なものをどうしていくのかというのが、すごく大きな問題があるのですよね。これはグレーゾーンではあると思うのですけれども、ただ本当にこれ今は大きな問題で、例えば、けやきの森学園の先生がその小学校に来て、その子を見た時に、けやきの森学園でもトップクラスの知的障害の扱いとなる子が普通学級に通っています。自分の子がずっと同じクラスできているのですが、1年・2年の前半くらいまでの最初の頃はきちんと面倒を見るんです。ただ、やはり知的障害の子が突然奇声を発したりとか、走って教室から出て行ってしまったりとか、そういうのを見ていくと、その子を逆に、授業を妨害する子という目で、だんだん遮断していつてしまう面がどうしても出てきてしまいます。なるべくなら、特別支援学級に入れられるような形を作っていけるのがベストなのですが、保護者の理解が得られないという状況で、遠足も何もかも全部、学校の責任だという形で、ここまできました。来年度の1年生に関して、就学時前に、こういうのはネットで、この学校ではそういう子を受け入れてくれているという噂がたぶん広まってきているのだと思うんですけども、何人か重度障害の子が普通学級に通わせたいという、お話が学校に来ているというのを聞いております。そのため、総合計画の会議でも少し触れているのですけれども、すごく難しいです。けやきの森というせっかくの施設があるのに、ここの区分けをどうしていくのかというのも、箱だけを作りましたという

のが現状になってしまいかねないというのがすごく怖いところです。やはり子ども達にも障害のある子を暖かく見守って、一緒に世の中を生きていく環境は絶対作らなければいけないし、そのために接点を作らなければいけないとは思っているのですけれども、障害の種類にもよると思うのですが、一律に普通学級の中に入れました、というシステムを組み込んでいて良いものなのか、すごく大人のエゴが出てきてしまうような気がするのですよね。これは今箱の話なので、ソフト面の話をしてはどうなのかなとは思っているのですけれども。本当に難しいんです、としか言えないのですけれども、色々ここまでやっているのですけれども、面倒をみなくなってしまう子ども達が増えてきてしまうリスクもあるというのが現状です。

会長 参考意見ということですが、大変難しい問題だと思います。委員が省みられたように、これは府中市として、あるいは府中市の中の地域社会としてどのような包摂的な態度をとるのかというのは大変難しい問題で、これは私は答えを出せないと思うのですが、ここで確認しておきたいのは、そのようなどういような受け入れ方をするのかということが、おそらく受け入れる場であるところの教育環境の整備には影響があるので、答えを出してくれというよりは、考え方の整理はする必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員 委員が仰っていることは非常によく分かります。現場で混乱されていることも重々想像はついております。ただ、現在の社会的な環境の中で今法整備はインクルーシブな方向に突き進んでいるところです。今、国の方で第4次障害者基本計画の策定をしていますが、その中の教育部分についても、可能な限りインクルーシブな状況の中で、障害があってもなくても共に学ぶ環境を整備するということが求められているのが社会的な状況にあります。障害者差別解消法も施行されましたし、学校教育においても合理的配慮を提供することが求められている状況にあります。特別な教育的なニーズのあるお子さんの、教育をどうやって保障するかというのは個別の話になっていきますけれども、その中で過重な負担にならない範囲で合理的配慮の提供をすることになっています。今仰っているケースがきちんと合理的配慮の提供がされているのかどうかということを検証することがまず一つ必要ではありますけれども、学校施設を整備する基本的な考えのベースの中にはどんな人もそこで学ぶ権利があるということは保障するべきであるというふうに思います。それは身体であれ知的であれ、色々な人がその学校に来て学ぶということは想定することが必要であるというふうには思います。その中でその人だけの教育を保障するのではなくて、すべての人の学びを保障しなければいけませんから、どうやって環境を整備するかというのは学校を作った後の話になりますので、その部分は色々なところで協力をして、物理的でなく環境の整備をしていくということが、次の段階で必要なことではあると思います。

会長 ありがとうございます。今のお話を聞いて追加でコメントさせていただくと、おそらく施設面で物理的環境の整備というのがあって、教育を提供することを含めて運用面

での配慮やそういうような人間関係を含めた環境整備というのが出てくるだろうと思います。残念ながら、私の専門的立場からいうと、施設面で物理的環境を整備してしまうと、そこで整備してしまった物理的環境がある行動をさせやすくしたり、させにくくしたりすることがあるわけですね。ですから、ここの部分について、現状、当時整備をされた物理的環境において、今色々な試みをなされているのですが、その面の部分は、少し私たちもまなざしを注ぐべきだと思います。というのは、そこから学ぶことがあれば、そこからフィードバックがあって出来ることがあれば、それは是非次回、私たちが議論している学校施設の整備の方針に盛り込んでいけるからということです。これは質問も兼ねてお伺いしますが、私を知る限りではこの当時、学校施設を整備した小中学校では比較的普通教室、特別教室を並べて配置していくという計画原理でやっていますので、おそらく逃げ場や隠れ場となるようなこじんまりとした部屋やそういうような空間があまりないのではないかと推察しているのですが、冒頭でご説明のあった習熟度別の場合に例えば1つのクラスをより複数の団体に分けますよね。そうすると単純計算すると、あるグループは少ない人数になるはずなんですね。だけど、少ない人数のための教室というのは作っていないはずなんですよ。だから割るとかそういうのがある。先ほどの逃げ場・隠れ場というところだと、どこかに行った時に小さい小部屋がさっとあったり、ちょっとしたところに連れて行けたりということだけで、色々な配慮をした対応というのは複層的に出来るわけですが、それが空間としてなければどんなに頑張ったって出来ないということになるわけです。そういう視点でお聞きするんですけれども、そういうような部分の設置というのがあるのかですね。これ、後段の方の話になるとすごく複雑になってしまうので、たぶん習熟度別で学習室とかいうのがあるんですけれども、学習室の規模というのの設定があるのでしょうか。例えば、少し小さくしようとか。そういうふうに分けて使おうなどとか。そういうような体系的な方針が今までの運用があるのであれば教えていただきたいのですが。

指導室 特別支援のことについて、補足をさせていただきます。先ほど、委員が仰ったとおり、インクルーシブ教育が進んでいるところです。現行の教育に関する解釈ですと、事務局が作った資料にあるように、重層的な教室環境を整えていくということが現時点です。そのお子さんの現状に即した一番学びやすい環境を整えていきなさいというのが日本におけるインクルーシブ教育の理解となっております。ですので、インクルーシブ教育というのは、諸外国によって色々解釈が違いますが、日本におけるインクルーシブというのは、いわゆるオールインクルーシブではないのが現状になっています。先ほどの事例に触れていくと、そこで学ぶのが困難なお子さんがいるということで、いくら施設を改善しても、ソフト面でやったとしても、やはり限界があるわけですね。それについては先程の事務局の説明にあったように、今後の計画の方向性としてきちんと出していきなさいというふうには思っています。学校教育法の中に示されているものについては、就学指導協議会の時のように、決定したところに必ず従いなさいというのではなく、教育委員会が決定はするのですが、保護者の意向に沿う形で相談継続という形になっておりますので、先ほどの小学校にいらっしゃるお子さんを強引に特別支援学校や学級に行きなさいということは、法的な根拠を示しながら進めることは困難な状況ですので、今回の施設のこ

とについて言えば、よりお子さんたちが学びやすい環境の場というところを複数の形態で用意していく必要があるのかなというのが、事務局の見解ではあります。

事務局 続きまして、習熟度別の教室、又はクールダウン室も含めてなんですけれども、まず、習熟度別の教室についての考え方とか、大きさの規定は現在ありません。これについては、まちまちとなっております、学校側のそれぞれの考え方になっている状況でございます。また、クールダウン室についてですが、ちょっと隠れるという表現がありましたが、そういう部屋があった方が本当に良いということを聞いています。場合によっては、これが先ほど、委員が仰ったところでの、教室がないがばかりに対応が出来ないということがあったりする。先ほどのケースも、よくそのお子様のことを、しっかりと見てどういう対応が良いのか、再度確認する必要があるかもしれませんが、現状ではそういった諸室の規定が全くないのが現状でございます。

委員 習熟度別教育の補足をします。算数で単元ごとにグループを変えるのですよ。だから、図形が得意なお子さんがたくさんいて、不得意なお子さんが少なかった。また逆に、計算のところ不得意な子が多くて、得意の子が少なかったっていうので、単元ごと・領域ごとで人数がばらけるんですね。それと、教室を同じ教室で固定をすると、この教室は出来ない子が集まる教室というふうになってしまうから、それは必ずローテーションをしたり担当を替えたりするんですよね。そういう配慮するので、教室は1教室ないといけないので、1教室を回して行くという感じにしています。先ほどグラフの中で付け足すと、算数の少人数で3年生以上をやっている学校が小学校で13校あります。そうすると、算数少人数の教室は1教室では足りないんです。5・6年生で20時間、10時間必要となってくるんですけども、そこにプラス、理科とか、家庭科とか、体育とか、そういう教室が入ってくる。これから英語科も入ってきますので、そうするとその時間割を組んでいくとそこだけで1教室必要になってくる。すると、中学年でもまた1教室必要となってくる。ですから、これにも書いてありますけれども、人数、学級数が多くなればなるほど、算数少人数の教室を増やさなければいけない。うちの学校では3教室とっています。

会長 属性別に教室を固定すると、そういうような問題が生じるので、そのローテーションなどをされるというのはよく分かったのですが、ただ他方で、一般教室のフルキャパシティの教室をどんどん、どんどん追加していくということは、全体としてはものすごく、学級数で教室の大きさが変わらなければ、延べ床面積を増やす方向にしか向かわないですよ。これは非常に悩ましい問題だなと思いました。これは、あながちに同じには行かないんでしょうが、私が以前に、あるインターナショナルスクールを見に行った時には、それが隔てなく、色々なところに連れて行って、グループを分けては色々なところに連れて行って、色々な単元でやっていたのですが、わりかし日本は教室という単位を明確に作ってやられる教育が、一部のオープンスクールを除くと多いのでなかなか難しいなというふうに感じます。ただ、私が誤解していた部分はよく分かりました。

委員 少し補足しますけれども、府中の教室は今、1教室ずつになっているから、そういう使い回しをしなければいけない。私が前の前の前にいた学校は、教室をパーティションで仕切れるようにしてあって、1教室を2教室に分けられるようになっていて、その習熟度別の人数配分にしがって、教室を分けていくというような方法をとっている学校もあって、将来的には今会長が仰ったような考え方をしていかなければいけないなと思っています。

会長 習熟度別のことに関しては、そういうような参考意見もいただきましたので、少し今後のケーススタディをする時にどういう事例があるかを含めてご検討いただきたい。で、遡って先ほどのインクルーシブに関しては、おそらくクールダウン、あるいは私が逃げ場・隠れ場といったような機能が、現状の学校ではないわけですね。次に整備をしていく時に、どのような考え方をとったら良いのか。これは、もしかしたら現場で色々なことをご苦労されている方からの意見を聞き取ってですね、本来は教育サイドの方の考え方というのが、ある程度示されて、それに対して施設整備がどういうふうな考え方・方針をとっていくのが望ましいのだろうかという議論が行われる方がベターだと思いますので、是非それを所管しているところと情報のキャッチボールをしていただいて、こちらの方の検討が有意義に進むように努めていただきたいなというふうに要望させていただきます。その他何か、ご質問やご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

委員 3ページなんですけれども、児童数の推移的な部分があると思うんですけれども、おそらく根本に、ただ単純に数字で比較できない部分が教室とかはあると思うんですけども、グラフの一番下、昭和49年当時の1学級でのマックスの人数と、今の低学年・高学年での児童数で制約が違うと思うので、その部分の説明もある中で、教室の数も考えなければいけないと思うので、その辺の説明を事務局の方でしていただければと思います。

事務局 お持ちであれば確認いただきたいのですが、1回目でお配りした資料6になるんですが、そちらの8ページのグラフに示させていただいておりまして、委員が仰るとおり、過去に昭和54年くらいまでは45人学級だったということが小学校についてはあります。それ以降、40人学級の時代が続くんですけれども、平成24年度から小学校の低学年と中学校の1年生については40人学級から35人学級になったという変遷がありますので、児童・生徒数の推移だけではなくて、学級数の決定の仕方によってクラスの数が変わってくるというところがあります。細かい説明が出来ていないんですが、資料については事前にお配りしたものを活用していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

委員 今回の資料の非常に難しい問題だと思うのですが、インクルーシブの話なんですけど、平成26年に批准と書いてありますが、批准というのはどういう位置づけになるかということをお聞きできればと思います。これまでにこれが、各学校で実施する前段階の何かを意味しているのか、その具体的な内容は何でしょうか。要するに26年に確定な

らばその時までには実施する内容は何かをお伺いできればと思います。

会長 資料で言うと、13ページの18年に条約が採択、19年に署名がされて、その後26年に批准に至るというところですね。

委員 これは権利条約を批准したという意味ですね。障害者権利条約を批准したのが26年になります。署名をした権利条約が国内法の上位法にあたるので、その前に国内法を整備するというので、その学校教育法であったり、障害者基本法であったりというものの国内法の改正をしたということです。

委員 そうすると、法が整備されて、それを実施するのはいつまでという期限はあるのでしょうか。また、更にそれから後はあるのですか。

会長 行動計画みたいなものについて、条約の下で動いているものがあるのかというのは、私は専門外なのですがいかがでしょうか。

委員 要するに、何を皆さんが議論するベース、議論となるベースとなるのか、私が今一つ分かっていないのですが。

会長 事務局説明していただけますか。

指導室 今、説明があったとおりなのですが、批准というのは国連の障害者権利条約の内容に批准しましたということですので、それまでに、資料に記載されている関係法令は一部なんですけれども、障害者に関する学校教育法から労働基準法等々まで障害者に関する改正を行っています。元の障害者に関する基本法についての改正が行われ、国連の障害者権利条約の内容に、日本国内の法整備が整ったところで、批准ということになります。いつまでに何をやるということではなくて、18年に国連に示された内容にやっと日本が整いましたというところが、7年かかって、平成26年にある程度はできましたというのが、この批准ということになります。

委員 それに対して、実務として、学校施設としては、いつまでに何をすればいいのかという、それ以後の具体的なプランはありますか。

会長 これについて、当然努力目標としていろいろなものを設定されているのはよく理解できるのですが、ある種の行動目標として、東京都あるいは府中市で目標値を定めた目標設定をされているのかということだと思いますが。

事務局 実は、平成28年に障害者差別解消法が施行ということで日本ではやってまいりましたが、まず本市におきましては、これら学校施設の整備について、具体的に学校施

設担当と特別支援教育の担当と連携をしたのが、この計画が初めてになるかと思います。今まで特別支援教育としっかりリンクした施設整備が図れなかったのが現状ですので、今後府中市だけでの考え方言えば、初めてこの計画の中でそういったものを載せていけるものと認識しているところでございます。

会長 分かりました。そういう状況であれば、こういう対話ができる中で、この計画を進められるということですので、それぞれの役割で、しっかりキャッチボールをしていたきたいということと、おそらく今日の資料の中でもご説明があったように大きな施策の変更として、特別支援教室に移行してこれを全校に設置するというのが、前提条件となっていくと思いますので、おそらくこれによって、今まではそういう支援を受けていなかった方も支援を希望するというケースも出てくるかもしれませんし、様々な可能性があると思いますので、その辺も少し情報共有していただいて、方向性の議論に反映させていくということかなと思います。

だいが時間も過ぎているので、そろそろ次に移りたいのですが、この議題2に関しては、色々難しい問題も含めて議論をさせていただいたのですが、小中連携一貫については、ほとんど議論をしなかったもので、ここからまた議論を始めるということではなくて、現時点では、先程事務局からのご説明があったように、非常に全国的にもまだマージナルなレベルの採用に留まっているように、府中市でもその現行の取組の評価・検証を行っているということですので、その方向がどう出てくるのかを見ながら、差し当たってはこの、私たちが扱っている学校施設の中でそういう実施ができる学校施設があるのかなのか、あるとすればどこなのか、ということをし少し整理していただいて、それをもって、更にやるのかどうかというのは別の次元のレベルの問題であるということ、一応念のため確認をさせていただくということで、よろしいでしょうか。事務局、私の今の見解でよろしいですか。

事務局 はい。

会長 では、そのことだけ共有させていただいて、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

委員 インクルーシブのところ参考になるか分からないんですけども、私の卒業校でもあるし、子どもが通っている小学校なんですけれど、私が小学校の時から特別支援学級があった学校ではあるんですね。今、委員が仰っていたような形で、通常学級に知的障害の子もいる現状があって、その教室さえ作ればそれが解消されるということでもない状況が起きています。合理的配慮については、法律が決まっている以上、教育委員会的に難しいのかもしれないのですが、ほとんどの保護者が就学時検診をしている形なんですけれども、たぶん委員が仰っていた知的障害の子も、またうちの小学校にきている知的障害の子も、どちらの保護者も就学時検診をパスした状態で入学させている状態があると思います。就学時検診は、基本的にはその通う学校で受けてもらうのが一番良いんですけども、

少なくともどこかの学校で必ず受けてもらって、権利を主張するのであれば、その義務の部分をしっかりやってもらった上でなければ出来ないということも必要かなと思います。法律なので難しいとは思いますが、東京都の教育委員会から下してくるか、府中市の教育委員会で下すか分からないですけども、就学時検診をしっかりやってもらって、ある程度、学校側も、その情報を知っておくという状況がないと、教室を作っても解消されないということが起きると思うので、このことはすぐに対応は出来ないとは思いますが、ここにいる皆さんの情報として知っていただいた方が良いのかなと思いましたが、あえて時間を作って発言させていただきました。

会長 ありがとうございます。なかなか難しい問題ですよ。きわめてデリケートな問題であるし、やはりそれはある種のプライバシーにも関わるものなので、ここで扱えることは限定的だと思いますので、まさにその施策をやっておられるところに、少しフィードバックしていただければというのは事務局への要望です。

事務局 今の「新たな学校施設」、「教育環境としての学校施設」について資料15の15ページを見ていただいて、表2の、府中市の特別支援教育の実施体制の2、市立小学校・中学校、特別支援教室（情緒障害等）というところで、中学校について、この全校設置については、現在は案という状態です。全校設置というのは小学校では決まっていますが、中学校は案という状態ですので、大変恐縮ですが、これが決定ということではありませんので、今そういった形で考えているというところだけを申し添えたいと思います。

会長 はい。では、この点については検討の方向性であるということをご理解いただければと思います。そのように扱っていただければと思います。

それでは、議題3、その他に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局から、2点につきましてお伝えいたします。まず次回、第4回の会議の日程ですが、1月17日、水曜日の午後2時からとさせていただきますと思います。場所は第1回目の協議会の並びにあります、西庁舎の第3・第4委員会室を予定しています。議会のところですが、第5回については、今会場の確保の調整を行っているのですが、3月27日、火曜日、もしくは、3月28日、水曜日の2日間を候補として調整したいと思っております。もしご予定等ありましたら、後ほど事務局にお伝えいただければ、その中で出来る限り対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。2点目といたしまして、12月22日、金曜日に市内と市外の小中学校施設見学を有志により行いたいと思っています。手元に案内をお出しさせていただいたのですが、簡単に説明させていただくと、行程としては、9時5分に市庁舎玄関に集合したいと思います。9時15分に市役所を出発しまして、午前中に宇都宮委員に三小のご案内をいただいて、その後三小を森岡副会長にご案内いただくということで予定しております。三小については、府中市の一般的な学校として、現状を見ていただいて、三小については比較的新しい学校とな

りますので、またその違いを見ていただければと思います。昼食については、給食センターが新しくなりましたので、そちらで給食を試食いただいて、14時から立川第一小学校に行きまして、新しく改築したばかりの学校を見ていただくとともに、他施設との複合化も行っておりますので、見学していただき、16時15分に府中市役所の方で解散したいというふうに考えています。参加費としては、申し訳ありませんが、給食の試食代が発生することになります。また、申し訳ありませんが、当日は協議会の委員報酬が発生しないのでご承知いただきますようお願いいたします。なお、出欠席につきましては、出来れば本日、回答をいただいていない方は事務局までお伝え願います。

会長 ありがとうございます。この見学会については、今回様々な可能性がある中で色々なことを検討していますので、少し事例ベースで見ていただいて意見交換をする場も非常に必要だろうということもありますし、私も府中出身校がございませんので、府中市内の小中学校を私自身も勉強したく、その機会を作っていただきたいということで、事務局をお願いした次第であります。ですので、このような有志による見学ということで、協議会とは別になりますので、委員報酬とかその他の制約がございますことをご理解いただいて、是非ご参加いただける方はご参加いただきたいということでございます。それでは、大変長時間になってしまいましたが、みなさんにはご協力いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。